

令和5年度

さがみみ

(さがみはら子どもの権利相談室)

活動状況報告書



相模原市子どもの権利救済委員

目次

I 子どもの権利救済委員のことは

- 1 中安救済委員 …………… 2ページ

II 子どもの権利相談室について

- 1 子どもの権利相談室の概要 … 4ページ
- 2 相談・救済の流れ …………… 6ページ

III 活動状況について

- 1 相談の状況 …………… 8ページ
- 2 相談事例 …………… 15 ページ
- 3 広報・啓発 …………… 16ページ

IV 参考資料

- 1 相模原市子どもの権利条例 … 21ページ
- 2 子どもの権利救済委員名簿 … 24ページ
- 3 子どもの権利相談員名簿 …… 24ページ
- 4 令和5年度第2回ジュニア・市政モニターアンケート結果 …… 25ページ

I 子どもの権利救済委員のことば

中安救済委員……2ページ



I 子どもの権利救済委員から

子どもの意見の尊重とさがみみ相談員

相模原市子どもの権利救済委員 中安 恆太

精神科医である松本俊彦（編著）『「助けて」が言えないこども編』の一文に「（子どもは）安心して SOS を出せるほど社会が安全ではないことを知っている」とある。児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は少子化の中でも増加し続けている。そして、内閣府が 10 歳～14 歳を対象にした調査では、約 4 分の 1 の子どもが学校を居場所と感じていないことが明らかになっている。子どもが大半の時間を過ごす家庭や学校で、子どもが安心・安全に話を聴いてもらう環境が十分に確保できているとは言い難いのが現実である。

2023 年 4 月に「こども基本法」が施行され、子どもの意見の尊重や、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会の確保等が法の理念として位置づけられ、今後は整備が進んでいくことが予測される。しかし、大切なことは子どもが発した意見を大人側がどのように受け取るかである。なぜなら、子どもの口から発せられた意見が必ずしも子どもの「本音」とは限らないからだ。

大学の授業で「本音を語れる大人の条件」というワークを行うと、学生から毎回出てくる解答が「秘密を守ってくれる人」、「話を最後まで聞いてくれる人」、「自分の気持ちを理解してくれる人」が出る。さがみみの相談員も同様のことが電話の向こう側にいる子どもから求められているだろう。表情が見えない中で、全ての子どもが「意見が尊重された」、「本音が話せた」と感じてもらえたかは分からない。1 度の電話で全てが解決できるわけではないので、相談員が「本当にこの対応で良かったのだろうか」と葛藤を抱えている姿もある。しかし「子どもの気持ちを理解しよう」「子どもの力を信じよう」という姿勢で対応している相談員の姿もある。このような姿勢が電話口を通して「あなたの意見を尊重しているよ」という目に見えないメッセージとして伝わっているとも感じる。この目に見えないメッセージを大切にしているのも、さがみみの特徴であり誇りでもある。

Ⅱ 子どもの権利相談室について

1 子どもの権利相談室の概要・・・4ページ

2 相談・救済の流れ ……………6ページ



II 子どもの権利相談室について

I 子どもの権利相談室の概要

「さがみはら子どもの権利相談室」は、相模原市子どもの権利条例（平成27年3月23日制定）第17条に規定する、子どもの権利の侵害に関する相談・救済の窓口として、平成27年11月2日に開設しました。

相談室には、子どもの権利救済委員と子どもの権利相談員を配置し、子どもや保護者等からの相談に応じています。

平成30年度から、子どもの権利相談室の愛称を「さがみみ」とし、より親しみやすい相談室を目指しています。

目的

「相模原市子どもの権利条例」に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談や、本来一人の人間として尊重されるべきものとしての各種の要求・要望に応じる相談窓口を設置するものです。

相談窓口には、子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員を配置し、子ども自身や保護者等からの子どもへの権利侵害に関する相談に対し、傾聴や子ども自身の解決を支援するとともに、深刻な権利侵害が認められる場合には、解決に向けて調査・調整、是正の要請等を行います。

設置場所

相模原市立青少年学習センター内（相模原市中央区矢部新町3-15）

開設日時

月～金曜日 午後1時から午後8時まで

土曜日 午前10時から午後5時まで

※祝・休日、年末年始及び青少年学習センターの休所日を除きます。

対象

- ・18歳未満で、市内在住、在勤、在学する人
 - ・18歳を超えても、市内の子どもに関わる施設に通学、通所、入所している人
- ※本人以外でも、対象の子どもへの権利の侵害に関する事項は相談できます。

相談方法

電話（子ども専用はフリーダイヤル、大人は一般用電話）、面談

対 応

- ・傾聴、アドバイス、他制度紹介などを行います。
- ・権利侵害の解決のために必要な場合は、子どもの権利救済委員が調査、調整、改善要請等を行います。

体 制

相模原市子どもの権利救済委員 3名（大学准教授、弁護士）

【職務内容】

- 子どもの権利に関する相談・救済の申出への対応
- 相談事案に係る調査
- 子どもの権利回復のための関係機関との調整
- 権利侵害事案の相手方への改善要請、勧告

【勤務形態】

各救済委員が月3回勤務

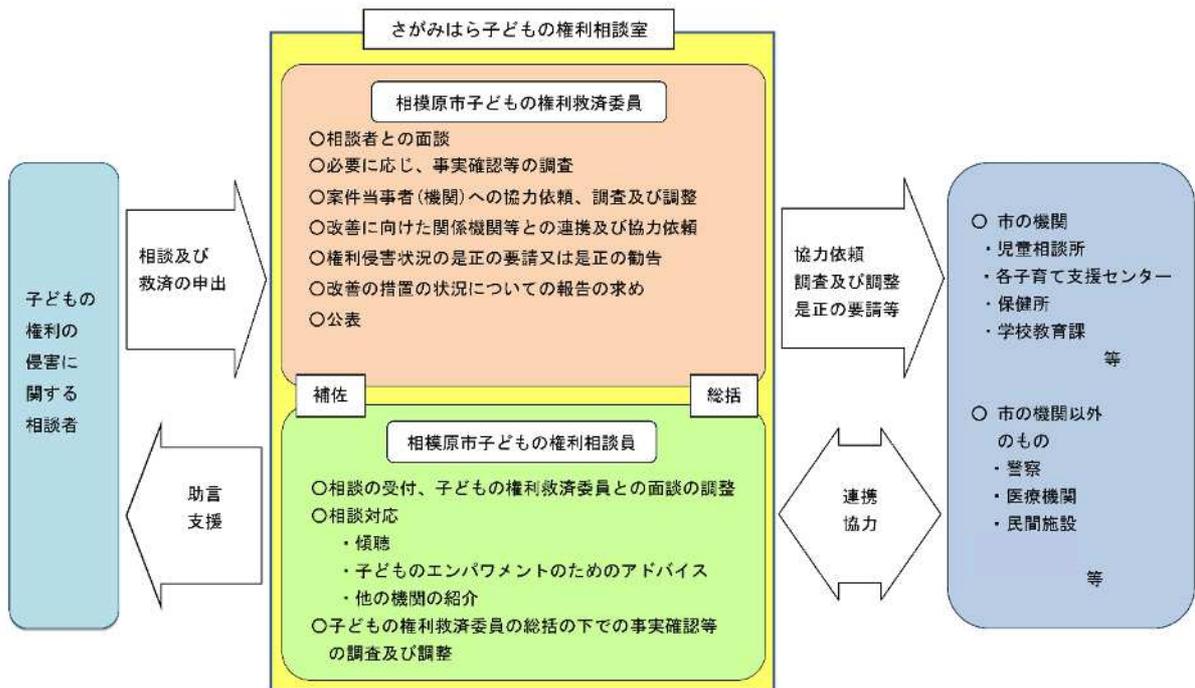
相模原市子どもの権利相談員 4名

【職務内容】

- 子どもの権利に関する相談、救済申立の受付
- 電話相談・来所相談の対応
- 相談事案に係る調査
- 子どもの権利回復のための関係機関との調整

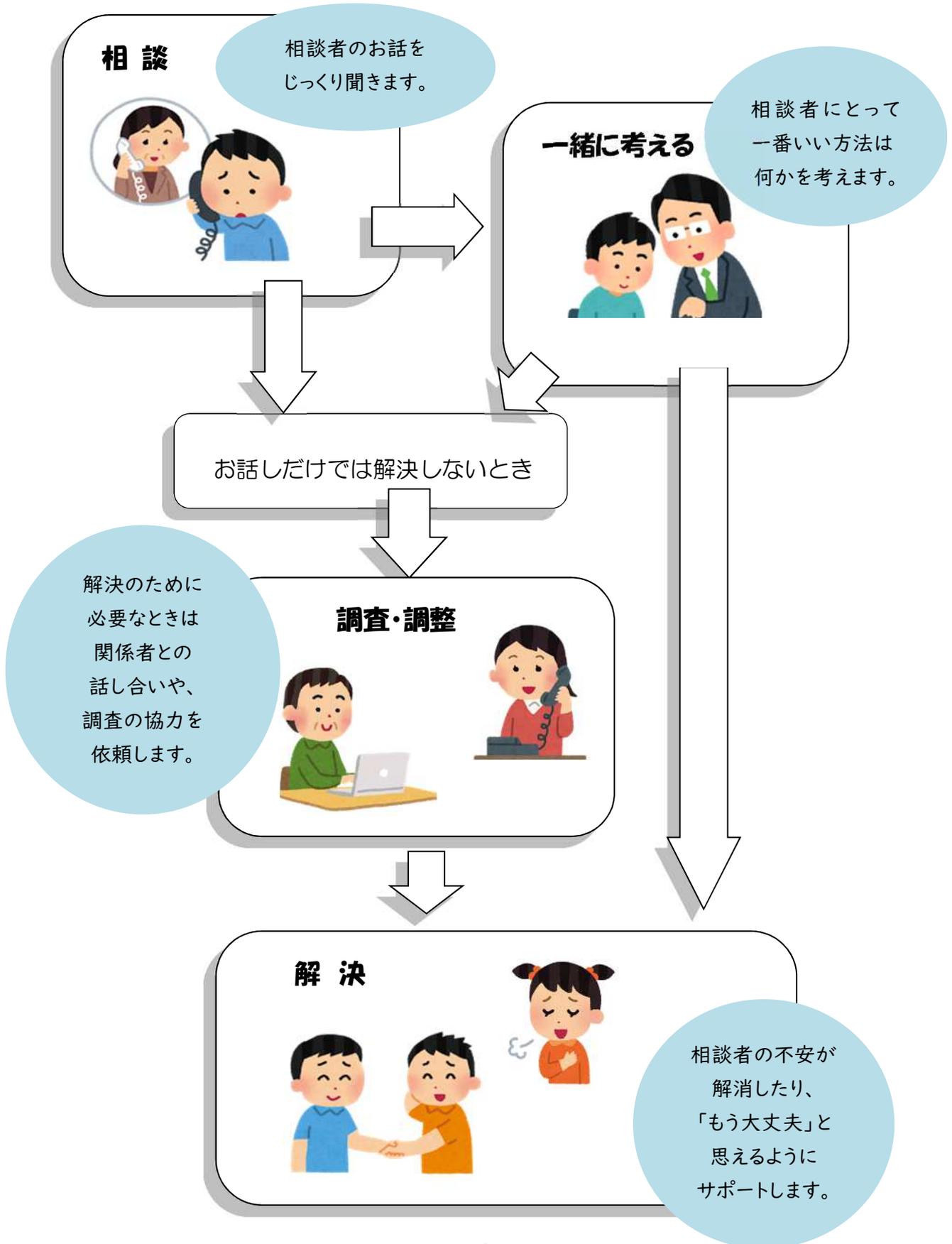
【勤務形態】

週6日を交代で毎日2名勤務



2 相談・救済の流れ

子ども自身では、権利侵害かどうか分からない場合がありますので、つらいと思ったときや、困ったときなどに、気軽に相談してもらえよう周知しています。



Ⅲ 活動状況について

1 相談の状況…………… 8ページ

2 相談事例…………… 15 ページ

3 広報・啓発…………… 16ページ



Ⅲ 活動状況について

Ⅰ 相談の状況

○ 令和5年度の相談について

新型コロナウイルス感染症による日常生活への制限が緩和され、子どもたちが社会や人との直接的な関わりを取り戻していく中、令和5年4月、こども基本法（令和4年法律第77号）が施行されると同時に、こども家庭庁が発足し、「こどもまんなか社会」という理念とともに、子どもの権利保障が大きく注目された一年でした。

今年度の相談件数は全体で95件、そのうち、新規の相談は69件、継続の相談は26件でした。相談件数の総数としては昨年度より10件減り、新規の相談件数も14件減りましたが、継続の相談件数は4件増加しました。また、面談になった件数は8件であり、昨年度より5件増加しました。

相模原市内の子どもには、小中学校を通じ、定規型の周知カードや広報誌「さがみみレター」を配布しており、それらが子どもの手元に届いたタイミングになると、相談の電話が増えます。今年度も昨年度に引き続き、年間を通じて2回、「さがみみレター」を配布しました。そのような中で、相談をしてくれた子どもから、「学校からお手紙をもらったよ」、「小学校のときに定規をもらいました。なやむときは（※さがみみの電話番号786-108の語呂合わせ）ですよ」という声も聞かれ、徐々に、さがみみが浸透してきていると感じています。今年度を実施された「令和5年度第2回ジュニア・市政モニターアンケート」（P25 掲載）でも、回答者209人のうち138人（66.1%）の子どもが、「さがみみ」を知っているとし、その内訳は、「知っているし、相談をしたことがある」が6人（2.9%）、「知っているが、相談はしたことがない」が132人（63.2%）でした。他方で、同アンケートによれば、64人（30.6%）の子どもたちが、「さがみみ」を知らないと回答しており、より一層の周知活動が必要であるとともに、相談への垣根がまだまだ高いと考えられますので、多くの子どもたちが相談しやすい相談室となれるよう、一步一步取り組んでいきます。

上記アンケートでも、子どもの権利についての最後の自由記述欄に様々な意見が寄せられました。「相談できる場所をしっかりと作るのが良いと思う。」「相談されたらちゃんとその人のことを考えるべき」という意見、また、いじめや虐待については「おどされていたら誰にも話せない」ことや、「大人が発見しづらい」「陰で起こる」状況があること、また、「誰にも言わないでと言われる」状況で「匿名」でも真摯に寄り添って相談にのってもらいたいこと、同じく「言わないで」と言われる状況で解決する場所がほしいこと、手紙やメール、インターネットを含めた子どもが相談しやすい環境を希望する意見などがありました。さがみみの電話相談は、「匿名」で行うことができます。また、相談員は、子どもが話しづらい状況に置かれている可能性を常に考えながら、相談してくれた子どもの気持ちに寄り添っていくことをとても大事にしています。それでもなお、相談には大きな垣根があると思いますが、ぜひ、一度、さがみみに相談をしてほしいと思います。アクセス方法については、とても大事な点であり、課題のひとつです。技術上や相談上の課題や秘密保持の点も踏まえながら、引き続き、検討を続けていきたいと考えます。

○ 主訴(内容)別の相談について

一番多かったのは「友人関係」に関する相談で、23件でした。ただ、昨年度と比べると、半数以下に減少しており、件数としては他の主訴(内容)に近づいています。

続いて、「自分のこと」が18件、「学校関係」が16件、「不登校」が9件、「家族関係」が8件、「いじめ(その疑いがある場合を含む。)」が6件、「虐待(その疑いがある場合を含む。)」が2件、「その他」として13件の相談がありました。

なお、相談者の主訴が「いじめ」や「虐待」でなくても、話を聞いているうちに潜在的に「いじめ」や「虐待」の可能性が見えてくるケースもあるため、今年度の統計では、「いじめ」及び「虐待」については、その疑いがある場合も含めることとしました。そのため、この点は、昨年度までとは、統計の取り方が異なっています。

また、統計上の分類としては、上記のとおりですが、子どもの相談は、複数の要因にまたがる場合が多くあります。例えば、子どもは、主に「友人関係」について悩んでおり、そのことが一番大きな相談ではあるものの、そのことをめぐって学校や家族との間でも問題や悩みが発生している場合などです。このようなケースでも、現在の統計では、一番大きな悩みである「友人関係」に分類されますので、上記の統計をみるときは、要因が複数にまたがっている可能性も考慮する必要があります。なお、このような実態が十分には見えてこない現在の統計の取り方については、見直しの検討を行っています。

○ 相談者別の相談について

「本人」からの相談が52件、「保護者」からの相談が22件、「本人及び保護者」からの相談が21件でした。

令和2年度から昨年度まで「本人及び保護者」からの電話がゆるやかに増加していたところ、今年度も21件の相談がありました。この場合、相談員は、子どもと保護者の双方から話を聞きつつ、どちらの話においても、子どもの気持ちは何よりも尊重されるよう、保護者にも子どもの気持ちを尊重してもらえよう心掛けています。

子どもの気持ちが尊重されるよう心掛けることは、「保護者」からの相談でも同様です。さがみみでは、子どもが何を望み、何を不安に思い、どのような気持ちでいるのかが一番大事であり、そのことを知りたい、聞きたいと思っています。そのため、「お子さんは、そのことについて、どう思っていますか。どのような気持ちでいますか。」と保護者に問いかけ、子どもの気持ちを中心に解決するにはどうしたらよいかを保護者と一緒に考えていくことを心掛けています。そして、できる限り、子ども自身から、子どもの気持ちに沿った形で、直接話を聞けないか、模索します。保護者から子どもに対し、「(子どもも)さがみみに相談できること」を伝えてもらったり、場合によっては、親子で面談に来てもらう場合もあります。

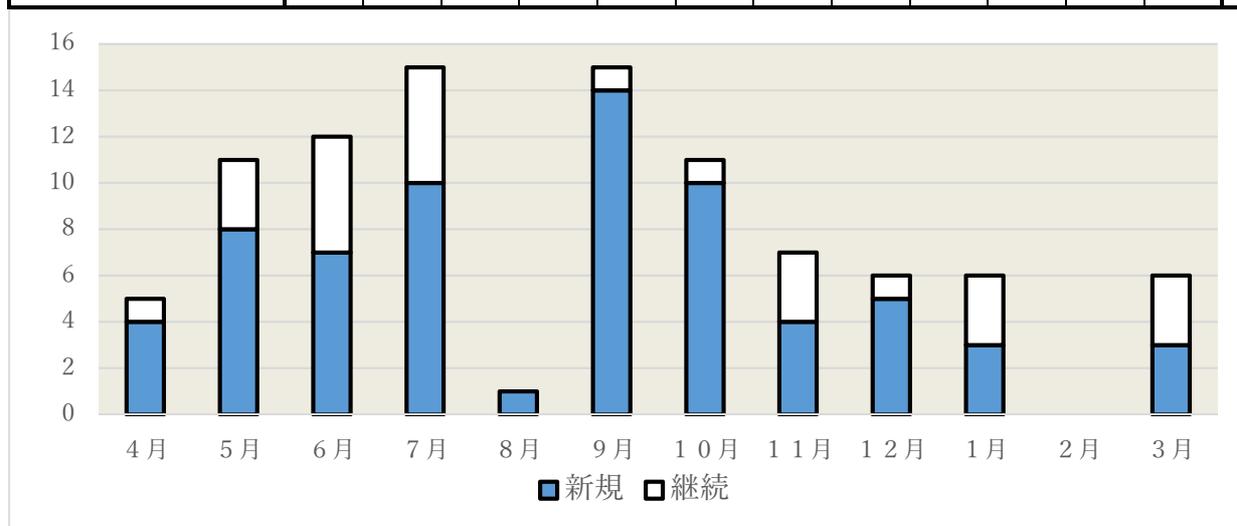
今年度は、面談が8件に増えていますが、そのうち、6件が「本人及び保護者」との面談でした。面談では、表情や全体の様子を感じながら、じっくり気持ちを聴くことができます。さがみみでは、電話のみならず、面談という方法も活用しながら、より一層、子どもの気持ちに寄り添った相

談と支援ができるよう努力していきたいと考えています。

相談の受付状況

【月別内訳】

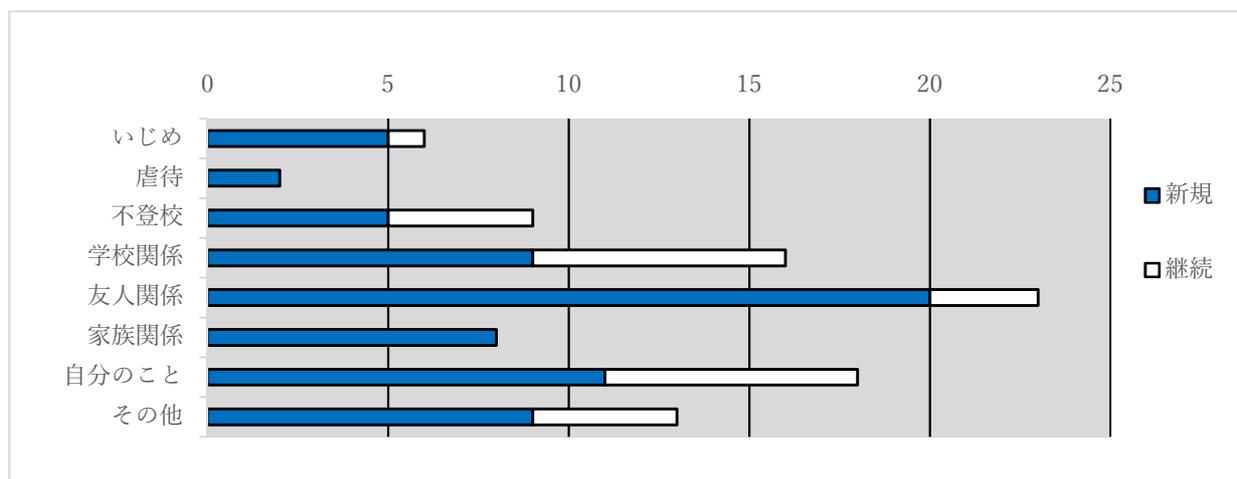
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
新規相談件数	4	8	7	10	1	14	10	4	5	3	0	3	69
継続相談件数	1	3	5	5	0	1	1	3	1	3	0	3	26
延べ件数	5	11	12	15	1	15	11	7	6	6	0	6	95



【相談の内容(主訴別)】

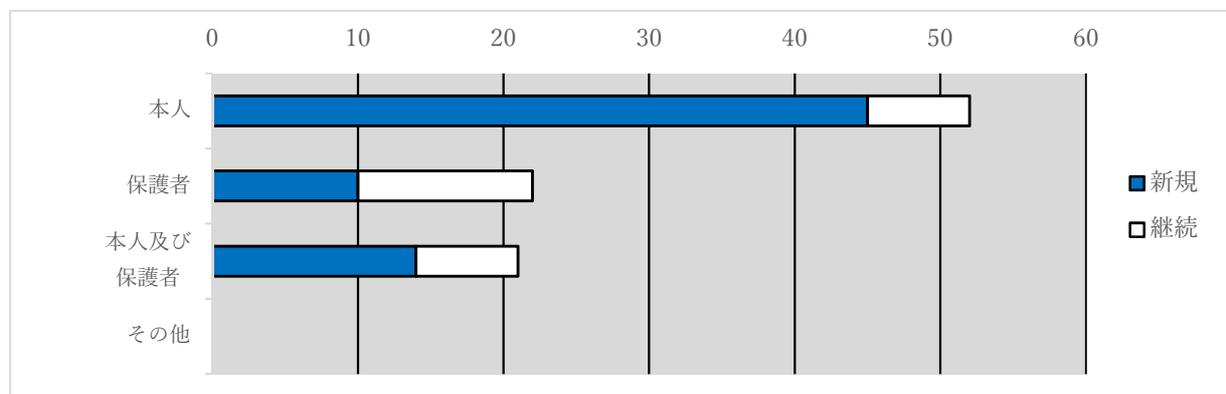
相談内容	いじめ (※)	虐待 (※)	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
新規相談件数	5	2	5	9	20	8	11	9	69
継続相談件数	1	0	4	7	3	0	7	4	26
延べ件数	6	2	9	16	23	8	18	13	95

※「いじめ」と「虐待」についてはその疑いがある場合を含みます



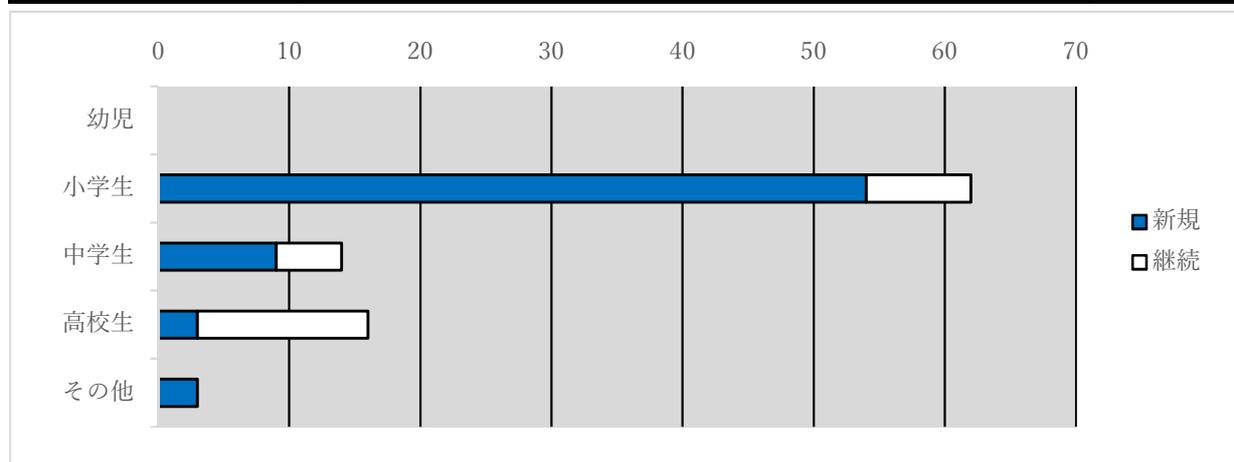
【相談者別】 ※保護者は、父、母、祖父母

相談者	本人	保護者	本人及び保護者	その他	計
新規相談件数	45	10	14	0	69
継続相談件数	7	12	7	0	26
延べ件数	52	22	21	0	95



【相談対象者の年代】

相談対象者	幼児	小学生	中学生	高校生	その他	計
新規相談件数	0	54	9	3	3	69
継続相談件数	0	8	5	13	0	26
延べ件数	0	62	14	16	3	95



【相談方法別】

相談対象者	電話	面談	計
新規相談件数	67	2	69
継続相談件数	20	6	26
延べ件数	87	8	95

【設立時点からの相談の推移】

平成27年度 新規相談件数 12件 継続相談件数 5件 ※11月～3月の5か月間の集計

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	1	0	4	7	3	0	0	2	17

平成28年度 新規相談件数 86件 継続相談件数 87件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	10	1	0	26	34	13	54	35	173

平成29年度 新規相談件数 63件 継続相談件数 163件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	9	1	9	34	54	14	40	65	226

平成30年度 新規相談件数 96件 継続相談件数 97件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	7	3	2	24	65	13	42	37	193

令和元年度 新規相談件数 75件 継続相談件数 36件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	6	1	3	25	22	10	7	37	111

令和2年度 新規相談件数 68件 継続相談件数 16件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	6	5	4	11	16	9	21	12	84

令和3年度 新規相談件数 69件 継続相談件数 45件

【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	8	1	6	18	29	17	17	18	114

令和4年度 新規相談件数 83件 継続相談件数 22件

【相談の内容】

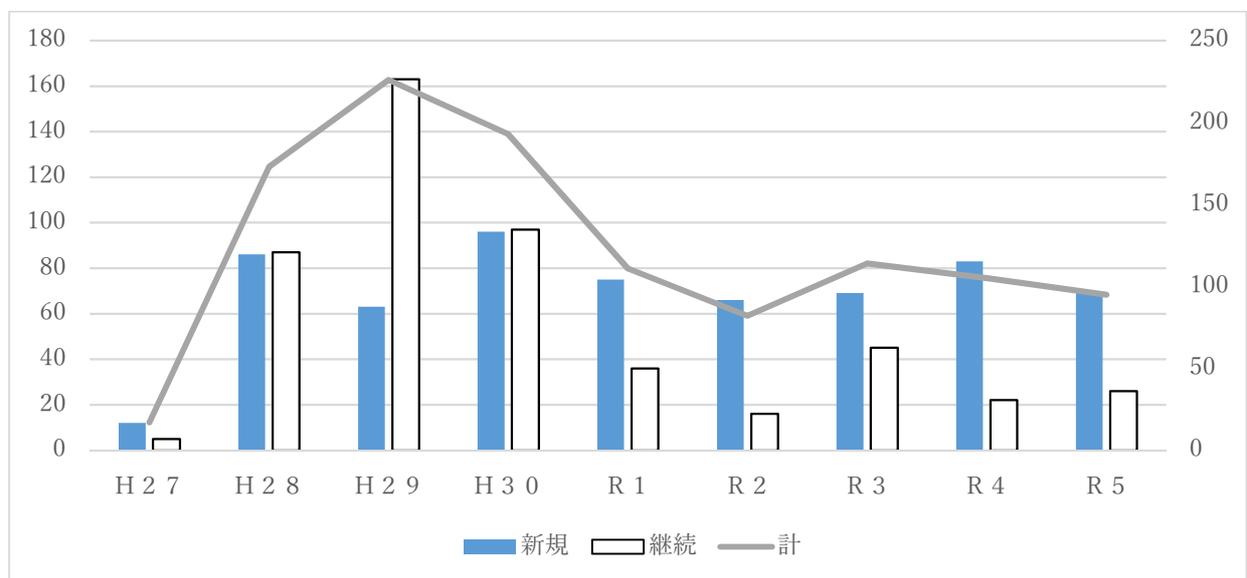
	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	1	1	6	15	47	9	16	10	105

令和5年度 新規相談件数 69件 継続相談件数 26件

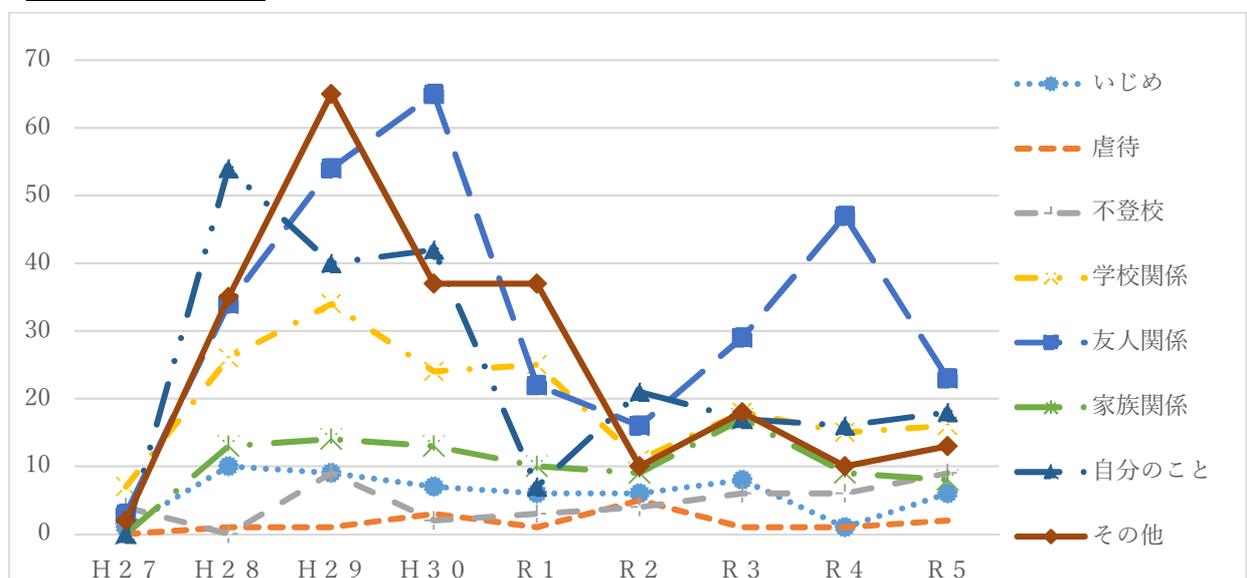
【相談の内容】

	いじめ	虐待	不登校	学校関係	友人関係	家族関係	自分のこと	その他	計
延べ件数	6	2	9	16	23	8	18	13	95

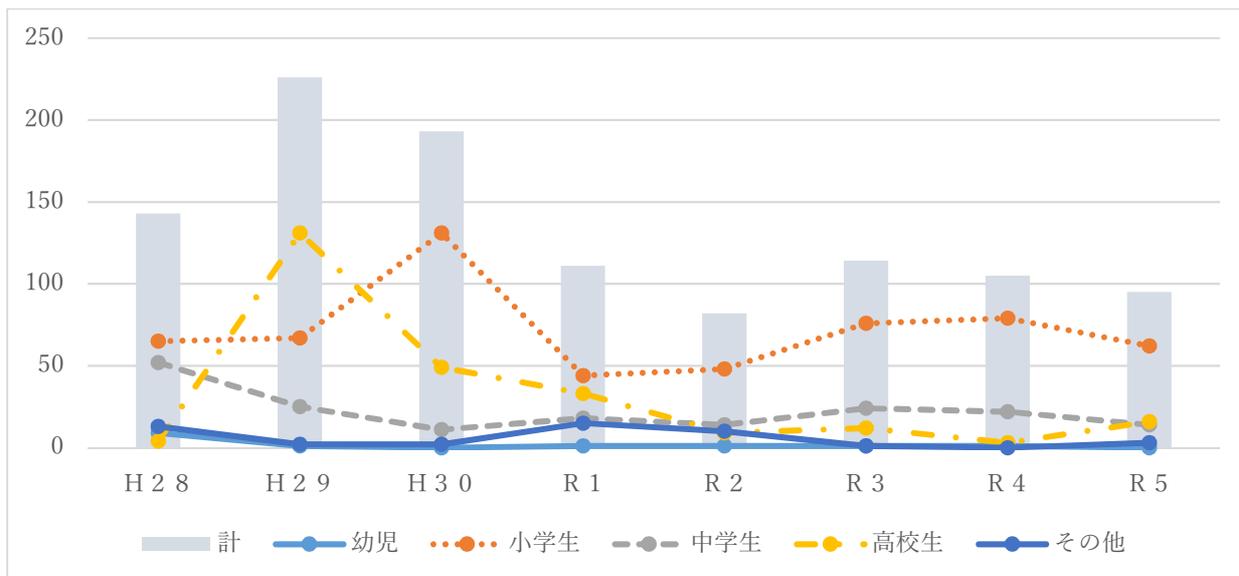
相談件数総数



主訴別

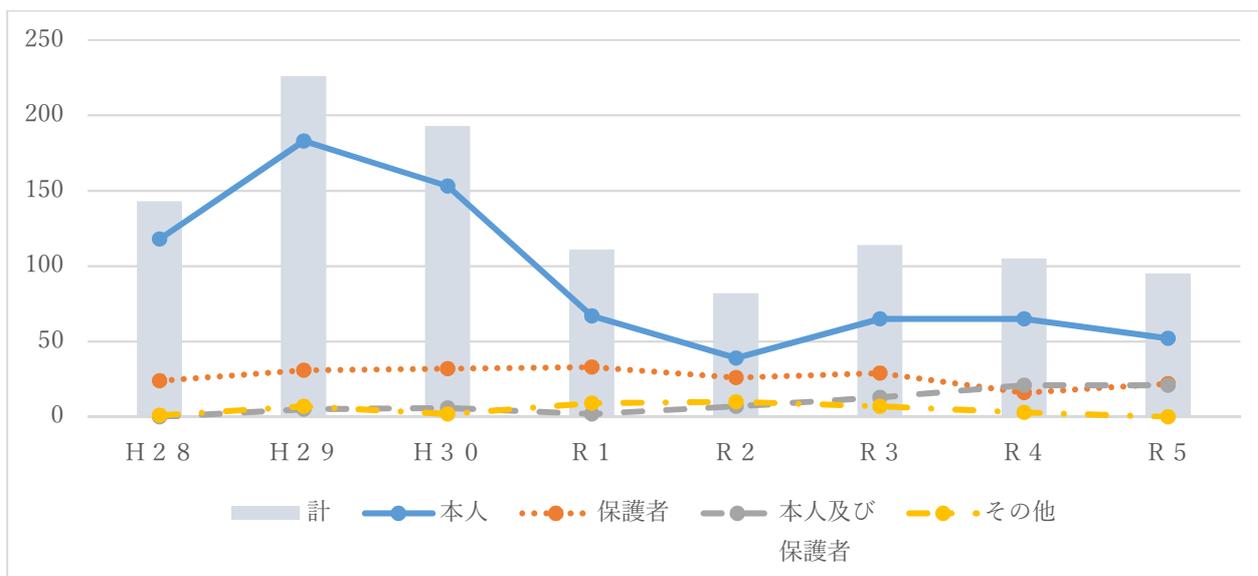


相談対象者別



※平成27年度は集計の項目が異なるためグラフには反映していません。

相談者別



※平成27年度は集計の項目が異なるためグラフには反映していません。



2 相談事例

※プライバシー保護のため、実際の相談事例を基に変更・作成した相談事例です。

相談者及び 相談方法	概 要	
本人 電話	相談	親から強く叱られてしまった。
	経過	子ども本人の話を傾聴し、驚き、悲しみなどの気持ちを受け止めた。 話しているうちに落ち着いてきた様子が伝わってきたので、そこで、なぜ保護者がいつもより強く怒ったのかを一緒に考えてみたところ、改めて思い出した点があり、いつもと違う経過の中で心配している親の様子を想像することができた。強く叱られたのは嫌だったけれど心配してくれたからこそだと分かり、気持ちが落ち着いた。
本人 電話	相談	友人が嫌な言動をする。
	経過	子ども本人の思いをじっくり傾聴し、その上で「どうしたいか」ということについて本人の希望を聞きながら、どのような対応がよいか一緒に考えた。
本人及び保護者 電話・面談	相談	(本人) 学校には行きたいが、様々な事情で、学校に行けない、行きにくい。 (保護者) 学校とどう関わったらよいか知りたい。子どもの気持ちを聞いてほしい。
	経過	子ども本人から状況や気持ちを傾聴し、学校に行きたいという子ども本人の思いを尊重しながら、その希望する方向に向けて、子ども本人ができること、周りにおいてできることなどを一緒に考えた。 学校に行きたい気持ちが強いことが伝わり、保護者も子どもの決めた方法に協力することになった。また、その子が希望する方向に向けて、学校とどう関わっていくかについても一緒に考えた。
本人及び保護者 電話・面談	相談	(保護者) 登校に関する相談をしたい。
	経過	子ども本人との面談の中で、子ども本人と保護者の思いにズレがあることが分かり、子ども本人の了解を得た上で、子どもの思いを保護者に伝えることができた。子どもの思いを尊重していくこととなり、面談終了。保護者からは、今回、あらためて我が子の気持ちを知ることができて良かったとの話があった。

3 広報・啓発

印刷物

○ 子どもの権利相談室リーフレット

○ 子どもの権利条例学習用パンフレット(学校学習に活用)

(小学生用)

(中学生用)

(中高生用)

No.1

さがみみ (さがみはら子どもの権利相談室)

さがみみレター

はい！ さがみみです

こんにちは、「さがみみ」です。
みなさんは、日常で困ったとき、悩みがあるとき、どうしていますか？ 友だちや周りの大人に相談出来ればよいのですが、ちょっと話づらいことってありますよね。そんなときは、「さがみみ」に気軽に相談してください。あなたの話を真剣に聞いて一緒に考えます。

友だちに無視されているみたいで悲しい、つらい。
親が自分の話を聞いてくれない、いつもクソばかり、構りたくない。

友だちの話についていけない、本当は嫌なんだけど仲間はすれにされるのが怖くて断れない？ どうしたらいいの？
部活をやめたいけどやめられないよ～！

例えばこんなとき

さがみみへ ⇒ 0120-786-108
お金はかかりません 名前を言わなくていいよ
気軽に電話してね！！ 秘密は守るよ！！

さがみみ ☎ 0120-786-108

対人関係に悩んでいるあなたへ

先日、「私のメンタルは豆腐なんです」と話している方がいました。いつも他人の顔を覗き、コミュニケーションの取り方に悩んでいるようにでした。皆さんも家族・友人・先輩・先生等とのコミュニケーションの取り方に悩んだ経験はあるのではないのでしょうか。

対人関係の悩みを抱えた時、皆さんはどのような方法で解決を図ろうとしますか？ 直接対象となる人に伝える方もいるでしょう。しかし、直接伝えることが難しい、伝えづらいと感じる相手の時はどうでしょう？ その時は、誰かに話すことの他に、絵を描いてみる、音楽を聴いてみる等、楽しいと感じることを実践しているのかもしれない。しかし、悩みの解決策がなかなか見出不せない時は、好きなことをして一瞬気分が変化しても、また、不安や恐れを抱いてしまいます。その不安な気持ち、恐れを抱く気持ちは、自分の中に閉じ込めることもできます。しかし、閉じ込めることでは根本的な解決にはなりません。

そのような時、解決策の1つとして「さがみみ」があります。悩みを解決するために特効薬のようなものではありませんが、「さがみみ」の相談員の人たちは皆さんに寄り添い、今の気持ちを整理しながら解決策を一緒に考えてくれます。

(中安教済委員)

相模原市のホームページでもさがみみレターを公開中！！ これから随分ダウンロードしていただきぜひご覧ください



ホームページはこちら

<さがみみ相談チーム紹介>

～電話をする、相談をするということは、とても勇気がいるし、いろんな不安もあると思います。でも！ あなたの話を真剣に聞いて一緒に考える大人がいることを知ってください～

子どもの権利教済委員
子どもの権利相談員
(私たちが初めて相談、お話しを聞きます)



発行：さがみはら 子どもの権利相談室 (相模原市子ども・若者支援課) 2022年度

No.2

さがみみ (さがみはら子どもの権利相談室)

さがみみレター

はい！ さがみみです

2023年度 No.2

この夏も暑かったですね。みなさんいろいろなことがあったのではないのでしょうか。ところで、「さがみみ」の正式名称は「子どもの権利相談室」という少し堅苦しい名前です。でも、みなさんに覚えて欲しくて、ちょっと心配なこと、気になっていること、何でも気軽に電話ができることになりたいたいと願いを込めて、愛称は「さがみみ」です。

またまたところで！ 「子どもの権利」ってなんだろう？

子どもはみんな、「幸せに生きる権利」を持っています。みなさん一人一人が、自分らしく、のびのびと成長していくために、みなさんにとって大切な権利なのです。子どもの権利の一側面を載せてみました。あなたや、大切な人のこととして知ってほしいと思います。

参加する権利：自由に意見を表明したり、団体をつくらたりすることができること
例えば・・・
「校則が厳しいけどどうしたらいいか？」「男子もスカートを着けるようにしてほしい」
→ 生徒会を通じて学校に働きかけて校則を変える (意見表明権の行使)

生きる権利：子どもの命が守られ、健康かつ心豊かな生活を送ることができること
例えば・・・
「親から暴力を受けている」「いじめをうけている」
→ 生きる権利が侵害されている。

●家の電話・携帯電話・公衆電話からも繋がります。
♪ 分かりにくい公衆電話の掛け方の説明をします。10円が掛られ、その10円も戻ってきます。災害時のことも考えて公衆電話の場所を知っておくのも良いですね。いつでもかけてほしいけど、行き帰りは十分気をつけましょう。

① 10円を持って公衆電話に行く。
② 公衆電話の受話器を握り、耳に当てる。
③ お金投入口に10円を入れる。
④ 番号をプッシュする。0120-786-108
⑤ さがみみにつながる。10円のまま話しができる。
⑥ 話しが終わる。受話器を戻すと、10円が戻ってくる。

●直接、話しがしたい運動時は
♪ 直接、相談員に会って聞いてほしい、相談したいという時は、運動の予約の電話をください。ご家族に「相談に行ってくる」と行先を伝えて来てね。ちょっと家族には聞かれないことや、話にくい内容の時でも、失礼にある青少年学習センターに行くことは必ず告げて来ててください。交通その他、行き帰りにも十分気をつけて来ててください。

① 横浜線 矢張り駅 北口裏に降ります。
② 左の地区の通り、右手側上矢張り公園が見えます。
③ 上矢張り公園の裏に歩いていくと、青少年学習センターの建物が見えてきます。
④ 一階の入口、自動ドアを入ると、左手にセンターの受付があるので、「さがみみで話したい」と告げてきたら、とってください。
⑤ その後は、センターの職員が、相談員の私たちを呼んでくれます。
⑥ 相談室が準備されているので、秘密は守られます。安心して来ててください。

初めに相談員が相談を受け付けず、相談時間 電話・直接ともに

月～金曜日 午後1時～午後3時 土曜日 午後10時～午後3時
※祝・休日・年末年始と、青少年学習センターの休館日以外は休みです。
休館日 令和5年度 9月19日(火) 10月16日(月) 11月22日(水) 12月21日(木)
1月26日(金) 2月19日(月) 3月19日(火) 等。
令和6年度の休館日決定の際にレターに載せませんが、急のため青少年学習センターのホームページで確認してください。

さがみみが大切にしている言葉 **人権生まれた時から幸せに生きる権利を持っている。**

さがみみ ☎ 0120-786-108

発行：さがみはら子どもの権利相談室 (相模原市立青少年学習センター内) 2023年度 No.2 中安教済

IV 参考資料

1 相模原市子どもの権利条例・・・21ページ

2 子どもの権利救済委員名簿・・・24ページ

3 子どもの権利相談員名簿 ……24ページ

4 令和5年度第2回ジュニア・市政モニター

アンケート結果 ……25ページ



○相模原市子どもの権利条例

平成27年3月23日
条例第19号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 子どもの権利(第3条―第7条)

第3章 子どもの権利の保障(第8条―第12条)

第4章 子どもの意見表明及び参加(第13条・第14条)

第5章 子育て家庭への支援(第15条・第16条)

第6章 子どもの権利の侵害に関する相談及び救済(第17条―第30条)

第7章 子どもに関する施策の推進(第31条・第32条)

第8章 雑則(第33条)

附則

私たちは、さがみはらの子どもたちが笑顔で暮らせるまちづくりを進めます。

私たちのまちさがみはらは、生命の源である貴重な水資源や雄大で美しい山なみなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化が培われ、産業が発達した魅力あふれる都市として発展を続けています。

さがみはらが子どもたちにとって、生き生きと健やかに成長していくことができるまちであること、心安らぐふるさとなることを私たちは願っています。

子どもたちが生き生きと健やかに成長していくためには、子どもを権利の主体として尊重し、本来持っている権利を保障することが大切です。

日本には、基本的人権を尊重する日本国憲法があります。さらに、日本は、子どもの権利について、児童の権利に関する条約を結び、誰もが生まれながらに持っている権利を大切にすることを約束しています。

このような中で、子どもたちは、自分の意見を表明することや様々な活動に参加することなどができます。こうした経験を通して、子どもたちは、生まれながらに持っている子どもの権利を正しく理解するとともに、自分自身を大事にして、他の人とも尊重し合いながら成長していくことが大切です。

大人たちには、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの声や願いを受け止め、気持ちに寄り添い、子どもにとって最善の利益とは何かを考えながら、子どもの年齢や発達に応じた支援をする責任があります。

そして、子どもの最善の利益を実現するためには、子どもだけでなく、子育てに携わる人たちへの支援も不可欠であり、そのためには、子育て支援を含む子どもに関する幅広い施策を積極的に推進していく必要があります。

私たちは、これからのさがみはらを築いていく子どもたちを地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが成長することができるまちの実現を目指すとともに、子どもの権利を保障することを目的として、日本国憲法や児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもが生き生きと、自分らしく成長し、発達していくため、子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援するとともに、子どもの健やかな成長を地域社会が支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく子どもの権利を認めることが適当である者をいいます。

2 この条例において「保護者」とは、子どもの親又は親に代わり子どもを育てる者をいいます。

3 この条例において「子どもに関わる施設」とは、市内の学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学び、又は活動するために利用する施設をいいます。

4 この条例において「施設関係者」とは、子どもに関わる施設の関係者をいいます。

5 この条例において「地域住民等」とは、地域の住民、市内に通勤し、若しくは通学している者又は市内で活動している団体若しくは個人をいいます。

第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障と尊重)

第3条 この章に定める子どもの権利は、子どもの最善の利益を実現するため、子どもが生まれながらに持っているものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、一人一人が権利の主体として尊重され、年齢及び発達に応じて支援されなければなりません。

3 子どもは、年齢及び発達に応じて、様々な世代の人々と触れ合うことにより、自立した社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を認め、これを尊重するよう努めるものとします。

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して健やかに生きるために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) 命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。

(2) 愛情及び理解をもって育まれること。

(3) 適切な医療が必要に応じて提供されること。

(4) いかなる理由によっても差別をされないこと。

(5) 安全な環境において生活ができること。

(心身ともに豊かに育つ権利)

第5条 子どもは、心身ともに豊かに育つために、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) 自分らしさが認められ、個人として尊重されること。

(2) 年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること。

(3) 自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の活動をすることにより、人間性を養うとともに、創造力を育むこと。

(自分を守り、守られる権利)

第6条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られるため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。

(2) 犯罪、危険その他有害な環境から守られること。

(3) 自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。

(4) プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。

(5) 困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

(地域及び社会に参加する権利)

第7条 子どもは、年齢及び発達に応じ、自ら地域及び社会に参加するため、次に掲げることを権利として保障されなければなりません。

(1) 自分の意見を表明すること。

- (2) 表明した自分の意見が尊重されること。
- (3) 意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- (4) 仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること。

第3章 子どもの権利の保障

(市の責務)

第8条 市は、子どもの権利を尊重し、及び保障するために、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

2 市は、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等がそれぞれの立場で子どもの最善の利益を実現することができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

3 市は、子どもの権利に関して、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めなければなりません。

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子どもの健やかな育ちに関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。

3 保護者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう支援するものとします。

4 保護者は、市が実施する子どもに関する施策に積極的に関わるよう努めるものとします。

(施設関係者の責務)

第10条 施設関係者は、子どもが主体的に学び、育つことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めなければなりません。

2 施設関係者は、子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。

3 施設関係者は、子どもに対するいじめ、体罰及び虐待を未然に防止するとともに、これらの解決を図るため、関係機関等と連携するものとします。

4 施設関係者は、子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう必要な支援に努めるものとします。

5 施設関係者は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(地域住民等の責務)

第11条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとします。

2 地域住民等は、安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努めるものとします。

3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会の確保に努めるものとします。

4 地域住民等は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

(子どもの居場所の確保)

第12条 市及び地域住民等は、子どもが年齢及び発達に応じて、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保に努めるものとします。

第4章 子どもの意見表明及び参加

(子どもの意見表明及び参加の機会の確保)

第13条 市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び

取組について、子どもが参加し、又は意見を表明する機会を確保するよう努めるものとします。

2 市は、子どもが自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の様々な活動に参加する機会を確保するよう努めるものとします。

(子どもへの情報発信等)

第14条 市並びに子どもに関わる施設の設置者及び管理者は、それぞれが実施する子どもに関する施策及び取組について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもに分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

第5章 子育て家庭への支援

(子育て家庭への支援)

第15条 市は、子どもが安心して生活することができるよう、子育て家庭への支援を行うものとします。

2 市は、子育て家庭への支援体制の充実を図るため、施設関係者及び地域住民等と連携し、及び協働するよう努めるものとします。

(配慮を必要とする子育て家庭への支援)

第16条 市は、子育てに関して特に配慮を必要とする家庭の把握に努め、相談に応ずるとともに、その状況に応じた支援を行うものとします。

第6章 子どもの権利の侵害に関する相談及び救済

(子どもの権利救済委員の設置)

第17条 市は、子どもの権利の侵害に関する相談に応ずるための相談窓口を設けるとともに、子どもの権利の侵害から子どもを救済するため、相模原市子どもの権利救済委員(以下「救済委員」といいます。)を置きます。

2 救済委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 救済委員の定数は、3人以内とします。

4 救済委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の救済委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 救済委員は、再任されることができません。

(解嘱)

第18条 市長は、救済委員が心身の故障のため職務を遂行することができないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他救済委員たるにふさわしくない非行があると認めるときは、これを解嘱することができます。

(兼職の禁止)

第19条 救済委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 救済委員は、市に対し請負をする者その他これに準ずる団体の役員又は救済委員の職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができません。

(救済委員の職務)

第20条 救済委員の職務は、次のとおりとします。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申出又は自己の発意に基づき、調査、調整、是正の措置を講ずる旨の要請(以下「是正の要請」といいます。)及び勧告(以下「是正の勧告」といいます。)を行うこと。

(3) 是正の要請又は是正の勧告を行ったときの改善の措置の状況について報告を求めること。

(4) 是正の要請又は是正の勧告の内容を公表すること。(救済委員の責務等)

第21条 救済委員は、子どもの権利の擁護者として、公正かつ適正に職務を遂行するとともに、関係機関等と相互に協力及び連携を図るものとします。

2 救済委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはなりません。

3 救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(相談及び救済の申出)

第22条 何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、救済委員に対し、相談及び救済の申出を行うことができます。

(1) 市内に住所を有する子どもに関するもの

(2) 市内に通学し、又は子どもに関わる施設に通学し、通所し、若しくは入所する子ども(前号に規定する子どもを除きます。)に関するもの(相談及び救済の申出の原因となった事実が市内で生じたものに限りません。)

2 救済の申出は、書面又は口頭で行うことができます。(調査及び調整)

第23条 救済委員は、救済の申出があった事案又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、必要に応じて、その内容について調査を行うことができます。

2 救済委員は、救済の申出が救済に関わる子ども又はその保護者以外の者から行われた場合において調査を行うとき、又は自己の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又は保護者の同意を得なければなりません。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、救済委員が当該同意を得る必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、関係資料の提出及び説明を求め、又は実地調査を行うことができます。

4 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

5 救済委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整を行うことができます。

(調査の対象外)

第24条 救済委員は、特別の事情があると認めるときを除き、救済の申出が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとします。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は判決、裁決等を求め現に係争中の事案に関するものであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関するものであるとき。

(3) 救済の申出の原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。

(4) 前条第2項の同意が得られないとき(同項ただし書に該当するときを除きます。)

(5) 前各号に掲げるもののほか、調査することが明らかに適当ではないと認められるとき。

(市の機関に対する是正の要請等)

第25条 救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行うことができます。

(市の機関以外のものに対する是正の要請)

第26条 救済委員は、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害又はそのおそれがあると認めるときは、関係する市の機関以外のものに対し、是正の要請を行うことができます。

(報告及び公表)

第27条 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請又は是正の勧告を行ったときは、改善の措置の状況について報告を求めるものとします。

2 救済委員は、関係する市の機関に対し、是正の要請若しくは是正の勧告を行ったとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができます。

3 救済委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報の保護について十分な配慮をしなければなりません。

(活動状況の報告)

第28条 救済委員は、毎年、自らの活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表するものとします。

(救済委員への協力)

第29条 市の機関は、救済委員の職務の遂行について協力するものとします。

2 保護者、施設関係者及び地域住民等は、救済委員の職務の遂行について協力するよう努めるものとします。

(子どもの権利相談員)

第30条 救済委員の職務の遂行を補佐するため、相模原市子どもの権利相談員(以下「相談員」といいます。)を置きます。

2 相談員は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

3 第19条及び第21条の規定は、相談員について準用します。

第7章 子どもに関する施策の推進

(子どもに関する施策の推進)

第31条 市は、子どもの権利の保障に資するよう、次に掲げる事項に配慮し、子どもに関する施策を推進するものとします。

(1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。

(2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。

(3) 保護者、施設関係者及び地域住民等との連携を通して子ども一人一人を支援するものであること。

(子どもの権利の日)

第32条 市は、子どもの権利について、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解及び関心を高めるため、さがみはら子どもの権利の日を設けます。

2 さがみはら子どもの権利の日は、11月20日とします。

第8章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。ただし、第6章の規定及び次項の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年相模原市条例第31号)の一部を次のように改正します。

(次のよう略)

○子どもの権利救済委員 名簿

(令和5年4月1日～令和5年9月30日)

職名	氏名	役職等
子どもの権利 救済委員	中安 恆太	和泉短期大学 准教授
	中山 志歩	神奈川県弁護士会 弁護士
	内海 光弥	神奈川県弁護士会 弁護士

(令和5年10月1日～令和6年3月31日)

職名	氏名	役職等
子どもの権利 救済委員	中安 恆太	和泉短期大学 准教授
	泉 路代	神奈川県弁護士会 弁護士
	安部 朋子	神奈川県弁護士会 弁護士

○子どもの権利相談員 名簿

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

職名	氏名
子どもの権利 相談員	青木 妙
	岡本 昭三
	田中 友枝
	若本 英子

令和5年度第2回ジュニア・市政モニターアンケート結果

テーマ「子どもの権利と子どもの権利相談室（さがみみ）について」

- (1) 目的 相模原市は、平成27年に「相模原市子どもの権利条例」を制定し、同年11月には子どもの権利を守るために「さがみはら子どもの権利相談室（愛称：さがみみ）」がはじまりました。
- また、令和5年4月には「こども家庭庁」と「こども基本法」ができ、さらに子どもの権利の大切さが注目されています。
- 子どもの権利とは、生きる権利、豊かに育つ権利、いじめや虐待などから守られる権利、意見を表明する権利など、子どもが生き生きと過ごし健やかに成長していくために欠かすことのできない、子どもの基本的な人権です。
- このアンケートは、みなさんの思いや日ごろの生活の様子をもとに、今後の本市の子どもの権利保障に向けた取り組みの参考とするために実施しました。
- (2) 回答者数 209人
- (3) 調査期間 令和5年9月19日（火）から10月20日（金）まで
- (4) 結果要約 毎日楽しく過ごしているか（問11）では、「とても楽しい気分で過ごしている」、「まあまあ楽しい気分で過ごしている」が合計で約78%という結果になりました。
- 子どもの権利の認知度（問16）では、「知っているし、学校の授業で学んだことがある」と「知っているが、学校の授業で学んだことはない」を合計すると約31%、「なんとなく聞いたことがある」も含めると約69%という結果になりました。
- また、さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）を知っているか、また、相談したことがあるか（問20）では、「知っているし、相談したことがある」と「知っているが、相談はしたことがない」の合計は約66%でした。

※表、グラフ内の数字は回答者数を基数とした百分率で表し、小数点第2位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合があります。

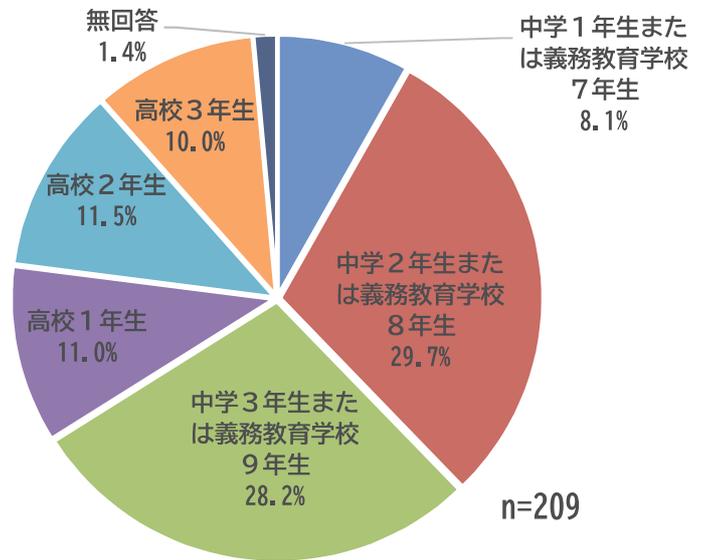
※問3～問9の「SDGsについて」、問10～問10-3-2の「オンライン学習による生涯学習活動について」は、別途掲載します。

調査結果

【問1】あなたの学年をお答えください。(回答は1つ)

1 中学1年生または義務教育学校7年生	4 高校1年生
2 中学2年生または義務教育学校8年生	5 高校2年生
3 中学3年生または義務教育学校9年生	6 高校3年生

選択肢	回答数	回答分布
中学1年生または義務教育学校7年生	17	8.1%
中学2年生または義務教育学校8年生	62	29.7%
中学3年生または義務教育学校9年生	59	28.2%
高校1年生	23	11.0%
高校2年生	24	11.5%
高校3年生	21	10.0%
無回答	3	1.4%
計	209	100.0%

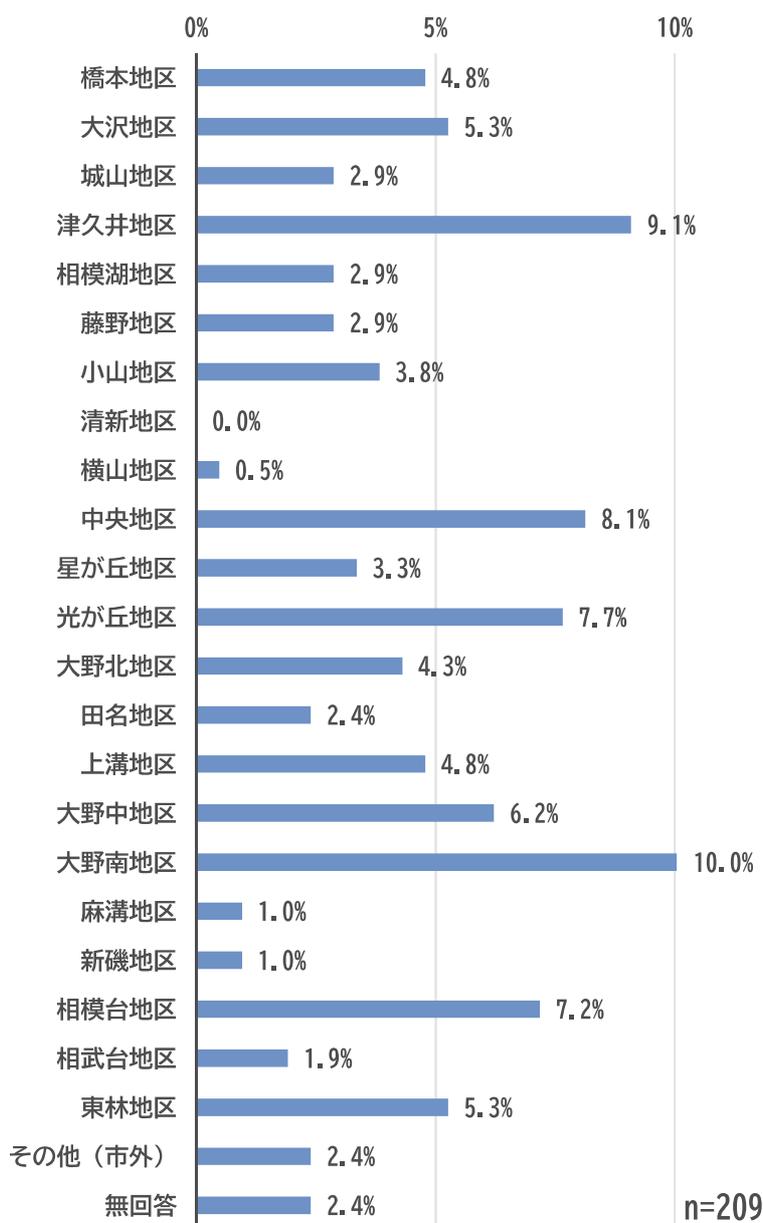


☆回答された方の学年は以上のとおりです。

【問2】あなたのお住まいの地区をお答えください。(○は1つ)

【緑区】	【中央区】	【南区】	【その他】
1 橋本地区	7 小山地区	16 大野中地区	23 その他(市外)
2 大沢地区	8 清新地区	17 大野南地区	
3 城山地区	9 横山地区	18 麻溝地区	
4 津久井地区	10 中央地区	19 新磯地区	
5 相模湖地区	11 星が丘地区	20 相模台地区	
6 藤野地区	12 光が丘地区	21 相武台地区	
	13 大野北地区	22 東林地区	
	14 田名地区		
	15 上溝地区		

選択肢	回答数	回答分布
橋本地区	10	4.8%
大沢地区	11	5.3%
城山地区	6	2.9%
津久井地区	19	9.1%
相模湖地区	6	2.9%
藤野地区	6	2.9%
小山地区	8	3.8%
清新地区	0	0.0%
横山地区	1	0.5%
中央地区	17	8.1%
星が丘地区	7	3.3%
光が丘地区	16	7.7%
大野北地区	9	4.3%
田名地区	5	2.4%
上溝地区	10	4.8%
大野中地区	13	6.2%
大野南地区	21	10.0%
麻溝地区	2	1.0%
新磯地区	2	1.0%
相模台地区	15	7.2%
相武台地区	4	1.9%
東林地区	11	5.3%
その他(市外)	5	2.4%
無回答	5	2.4%
計	209	100.0%



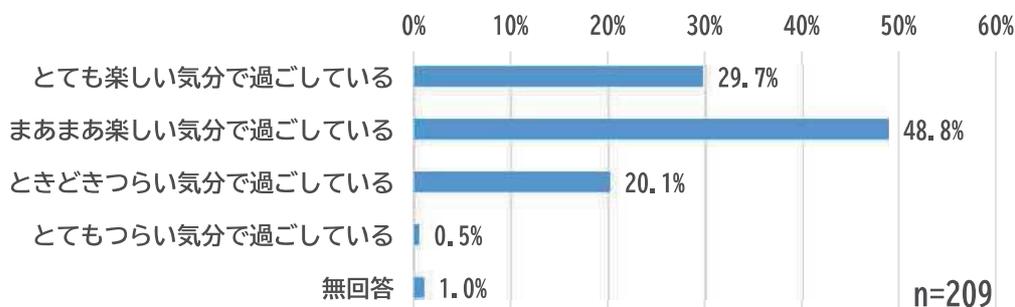
☆回答状況は以上のとおりです。

【日ごろの生活について】

【問11】 毎日を楽しく過ごしていますか。（回答は1つ）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 とても楽しい気分で過ごしている | 3 ときどきつらい気分で過ごしている |
| 2 まあまあ楽しい気分で過ごしている | 4 とてもつらい気分で過ごしている |

選択肢	回答数	回答分布
とても楽しい気分で過ごしている	62	29.7%
まあまあ楽しい気分で過ごしている	102	48.8%
ときどきつらい気分で過ごしている	42	20.1%
とてもつらい気分で過ごしている	1	0.5%
無回答	2	1.0%
計	209	100.0%

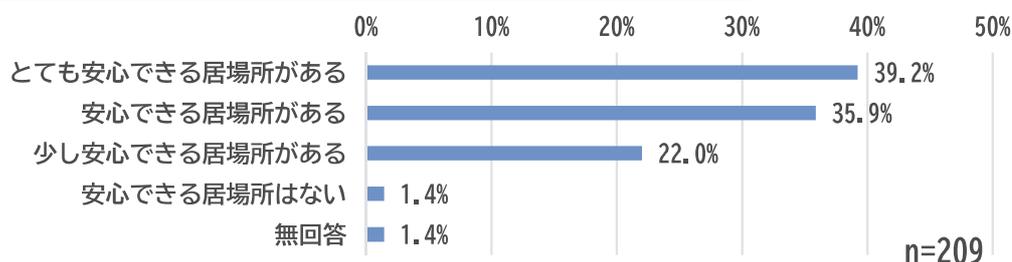


☆毎日を楽しく過ごしているかについての上位3項目は、「まあまあ楽しい気分で過ごしている」が48.8%で最も多く、次いで、「とても楽しい気分で過ごしている」が29.7%、「ときどきつらい気分で過ごしている」が20.1%という結果になりました。

【問12】 自分らしくいられて、安心できる居場所がありますか。（回答は1つ）

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 とても安心できる居場所がある | 3 少し安心できる居場所がある |
| 2 安心できる居場所がある | 4 安心できる居場所はない |

選択肢	回答数	回答分布
とても安心できる居場所がある	82	39.2%
安心できる居場所がある	75	35.9%
少し安心できる居場所がある	46	22.0%
安心できる居場所はない	3	1.4%
無回答	3	1.4%
計	209	100.0%



☆自分らしくいられて、安心できる居場所があるかについての上位3項目は、「とても安心できる居場所がある」が39.2%で最も多く、次いで、「安心できる居場所がある」が35.9%、「少し安心できる居場所がある」が22.0%という結果になりました。

《問12で「1」～「3」とお答えの方へ》

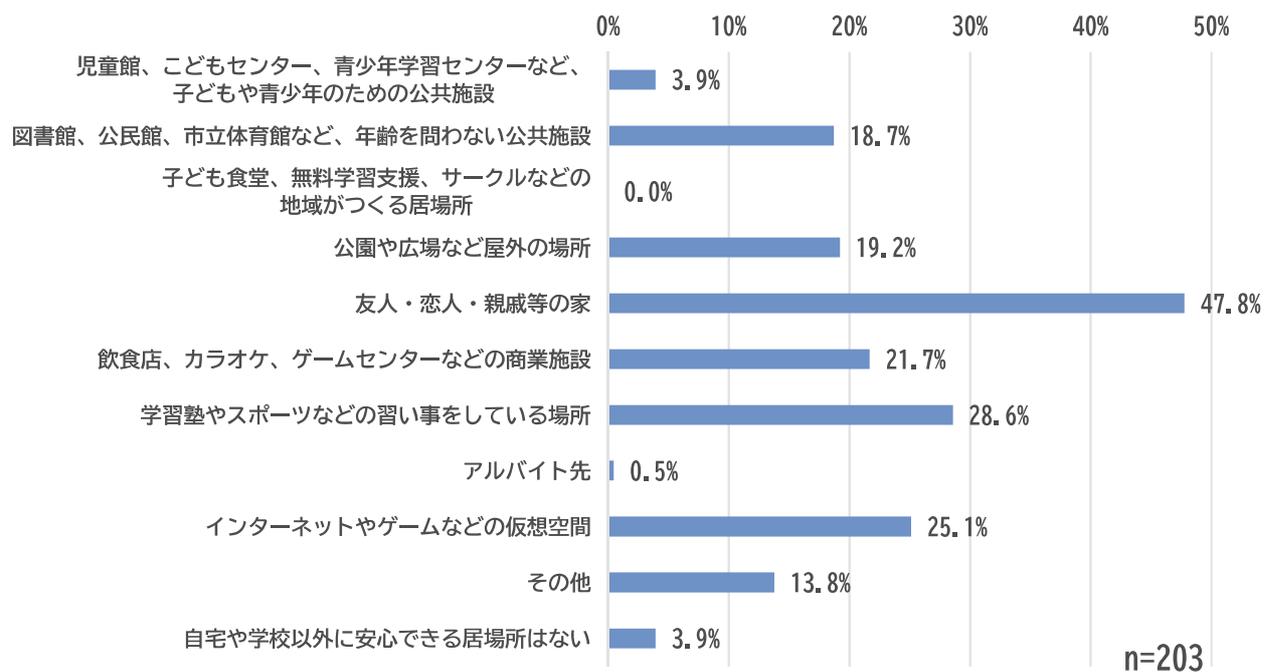
【問12-1】自宅や学校以外で、あなたが安心できる居場所を教えてください。(複数回答可)

- | | |
|----|---|
| 1 | 児童館、こどもセンター、青少年学習センターなど、子どもや青少年のための公共施設 |
| 2 | 図書館、公民館、市立体育館など、年齢を問わない公共施設 |
| 3 | 子ども食堂、無料学習支援、サークルなどの地域がつくる居場所 |
| 4 | 公園や広場など屋外の場所 |
| 5 | 友人・恋人・親戚等の家 |
| 6 | 飲食店、カラオケ、ゲームセンターなどの商業施設 |
| 7 | 学習塾やスポーツなどの習い事をしている場所 |
| 8 | アルバイト先 |
| 9 | インターネットやゲームなどの仮想空間 |
| 10 | その他(具体的に：) |
| 11 | 自宅や学校以外に安心できる居場所はない |

選択肢	回答数	回答分布
児童館、こどもセンター、青少年学習センターなど、子どもや青少年のための公共施設	8	3.9%
図書館、公民館、市立体育館など、年齢を問わない公共施設	38	18.7%
子ども食堂、無料学習支援、サークルなどの地域がつくる居場所	0	0.0%
公園や広場など屋外の場所	39	19.2%
友人・恋人・親戚等の家	97	47.8%
飲食店、カラオケ、ゲームセンターなどの商業施設	44	21.7%
学習塾やスポーツなどの習い事をしている場所	58	28.6%
アルバイト先	1	0.5%
インターネットやゲームなどの仮想空間	51	25.1%
その他	28	13.8%
自宅や学校以外に安心できる居場所はない	8	3.9%

《その他の主な意見》

- ・自分の部屋とベッドの上
- ・お布団の中
- ・部活
- ・教会(キリスト教の教会)

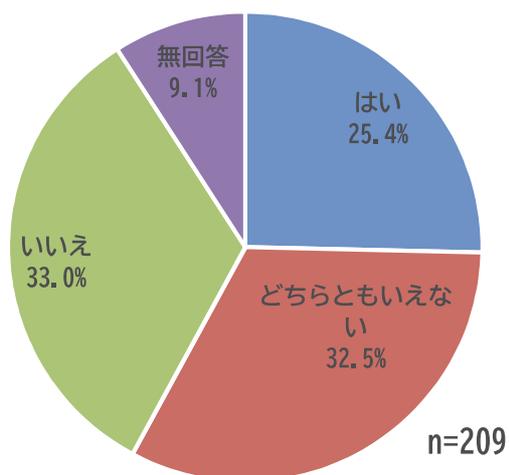


☆自宅や学校以外の安心できる居場所についての上位3項目は、「友人・恋人・親戚等の家」が47.8%で最も多く、次いで、「学習塾やスポーツなどの習い事をしている場所」が28.6%、「インターネットやゲームなどの仮想空間」が25.1%という結果になりました。

【問13】 悩みや心配事がありますか。(回答は1つ)

1 はい	2 どちらともいえない	3 いいえ ⇒問14へ
------	-------------	-------------

選択肢	回答数	回答分布
はい	53	25.4%
どちらともいえない	68	32.5%
いいえ	69	33.0%
無回答	19	9.1%
計	209	100.0%



☆悩みや心配事があるかについて、「はい」が25.4%、「どちらともいえない」が32.5%、「いいえ」が33.0%という結果になりました。

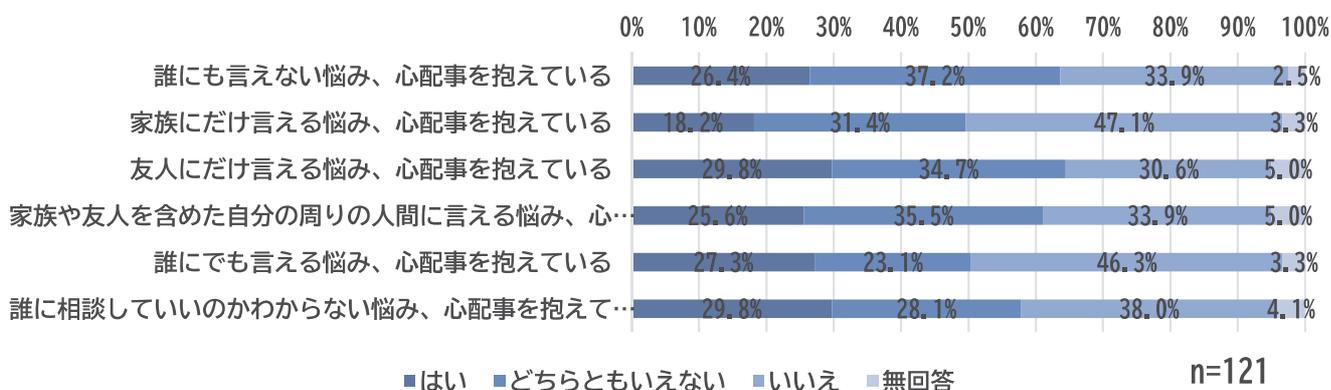
《問 13 で「1」または「2」とお答えの方へ》

【問 13-1】 悩みや心配事について、次の各質問にお答えください。(回答はそれぞれ1つ)

※1 = はい、2 = どちらともいえない、3 = いいえ

質問項目	回答欄		
	1	2	3
(1) 誰にも言えない悩み、心配事を抱えている。	1	2	3
(2) 家族にだけ言える悩み、心配事を抱えている。	1	2	3
(3) 友人にだけ言える悩み、心配事を抱えている。	1	2	3
(4) 家族や友人を含めた自分の周りの人間に言える悩み、心配事を抱えている。	1	2	3
(5) 誰にでも言える悩み、心配事を抱えている。	1	2	3
(6) 誰に相談していいのかわからない悩み、心配事を抱えている。	1	2	3

選択肢	はい	回答分布	どちらともいえない	回答分布	いいえ	回答分布	無回答	回答分布	計	計 (割合)
(1)	32	26.4%	45	37.2%	41	33.9%	3	2.5%	121	100%
(2)	22	18.2%	38	31.4%	57	47.1%	4	3.3%	121	100%
(3)	36	29.8%	42	34.7%	37	30.6%	6	5.0%	121	100%
(4)	31	25.6%	43	35.5%	41	33.9%	6	5.0%	121	100%
(5)	33	27.3%	28	23.1%	56	46.3%	4	3.3%	121	100%
(6)	36	29.8%	34	28.1%	46	38.0%	5	4.1%	121	100%



☆悩みや心配事に関する各質問についての回答状況は、以上のとおりです。

《問 13 で「1」または「2」とお答えの方へ》

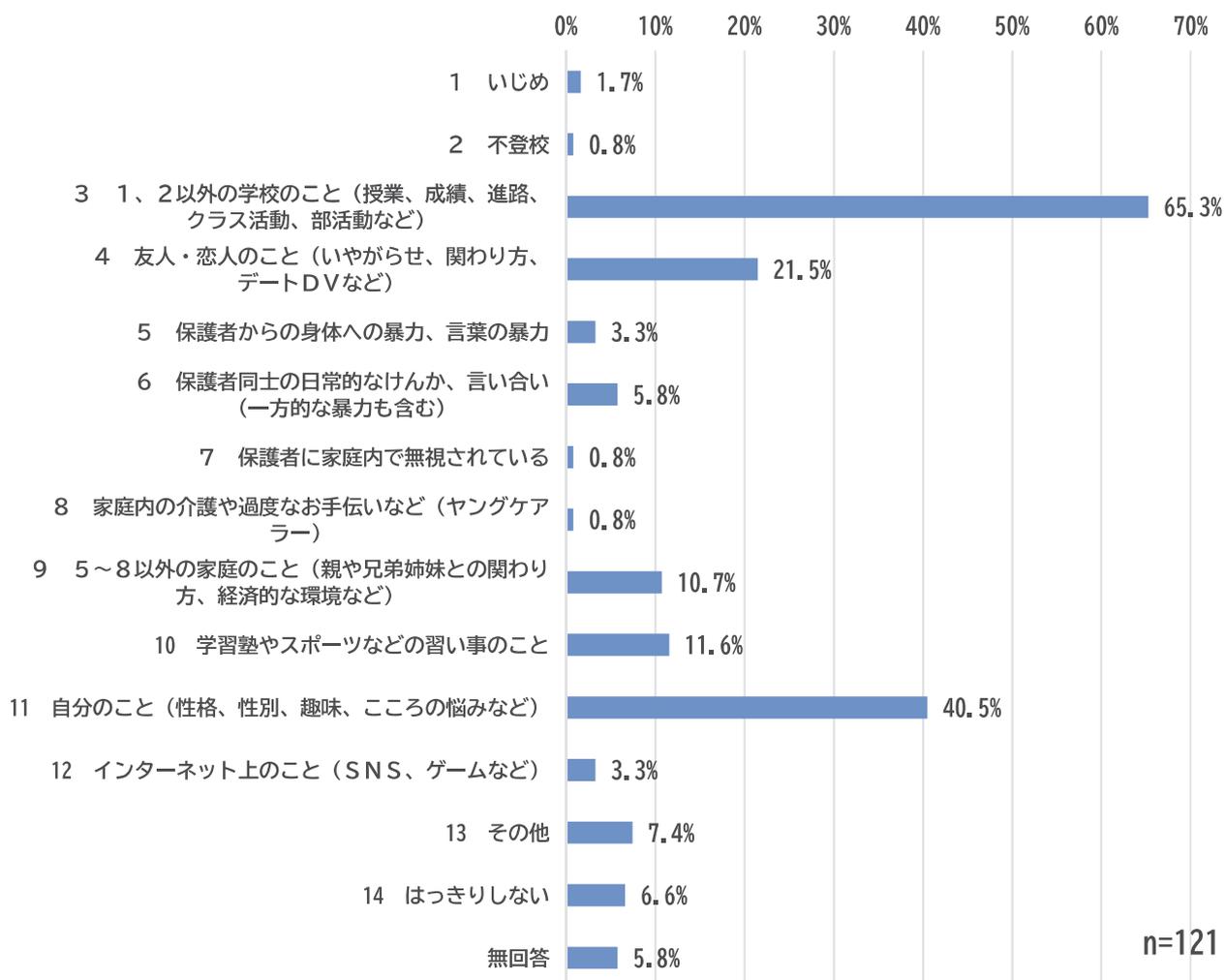
【問 13-2】 悩みや心配事の内容はどのようなものですか。(複数回答可)

学校のこと	1 いじめ
	2 不登校
	3 1、2以外の学校のこと(授業、成績、進路、クラス活動、部活動など)
人間関係	4 友人・恋人のこと(いやがらせ、関わり方、デートDVなど)
家族のこと	5 保護者からの身体への暴力、言葉の暴力
	6 保護者同士の日常的なけんか、言い合い(一方的な暴力も含む)
	7 保護者に家庭内で無視されている
	8 家庭内の介護や過度なお手伝いなど(ヤングケアラー)
	9 5～8以外の家庭のこと(親や兄弟姉妹との関わり方、経済的な環境など)
私生活のこと	10 学習塾やスポーツなどの習い事のこと
自分のこと	11 自分のこと(性格、性別、趣味、こころの悩みなど)
その他	12 インターネット上のこと(SNS、ゲームなど)
	13 その他(具体的に：)
	14 はっきりしない

種別	選択肢	回答数	回答分布
学校のこと	1 いじめ	2	1.7%
	2 不登校	1	0.8%
	3 1、2以外の学校のこと(授業、成績、進路、クラス活動、部活動など)	79	65.3%
人間関係	4 友人・恋人のこと(いやがらせ、関わり方、デートDVなど)	26	21.5%
家族のこと	5 保護者からの身体への暴力、言葉の暴力	4	3.3%
	6 保護者同士の日常的なけんか、言い合い(一方的な暴力も含む)	7	5.8%
	7 保護者に家庭内で無視されている	1	0.8%
	8 家庭内の介護や過度なお手伝いなど(ヤングケアラー)	1	0.8%
	9 5～8以外の家庭のこと(親や兄弟姉妹との関わり方、経済的な環境など)	13	10.7%
私生活のこと	10 学習塾やスポーツなどの習い事のこと	14	11.6%
自分のこと	11 自分のこと(性格、性別、趣味、こころの悩みなど)	49	40.5%
その他	12 インターネット上のこと(SNS、ゲームなど)	4	3.3%
	13 その他	9	7.4%
	14 はっきりしない	8	6.6%
-	無回答	7	5.8%

《その他の主な意見》

- ・日本のありとあらゆる問題によって、このまま住んでいいのか
- ・大学受験
- ・言いたくない
- ・自分の学校における立場、友達からの印象



☆悩みや心配事の内容についての上位3項目（種別）は、「学校のこと」が約68%で最も多く、次いで、「自分のこと」が約41%、「人間関係」が約22%という結果になりました。

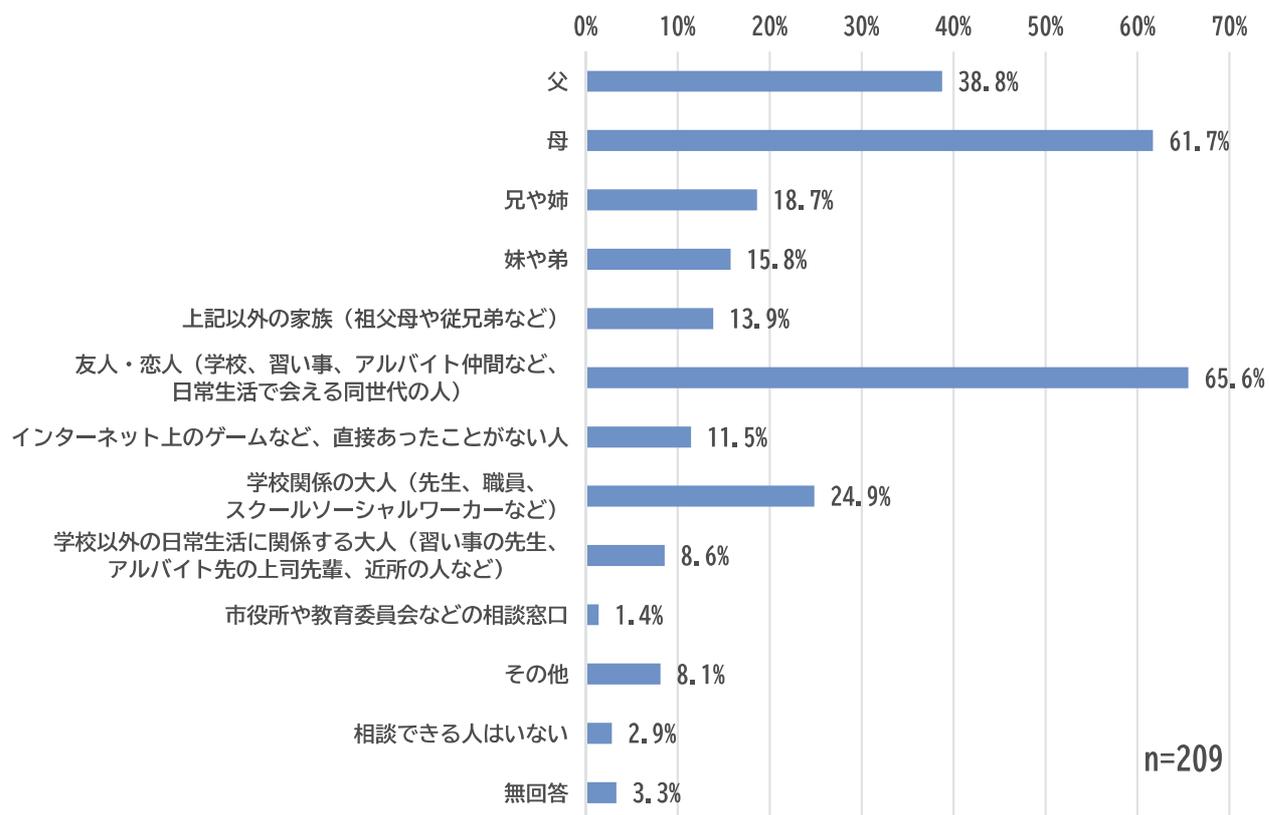
【問 14】 悩みや心配事を相談できる人はいますか。（複数回答可）

1	父
2	母
3	兄や姉
4	妹や弟
5	上記以外の家族（祖父母や従兄弟など）
6	友人・恋人（学校、習い事、アルバイト仲間など、日常生活で会える同世代の人）
7	インターネット上のゲームなど、直接あったことがない人
8	学校関係の大人（先生、職員、スクールソーシャルワーカーなど）
9	学校以外の日常生活に関係する大人（習い事の先生、アルバイト先の上司先輩、近所の人など）
10	市役所や教育委員会などの相談窓口
11	その他（具体的に： _____）
12	相談できる人はいない

選択肢	回答数	回答分布
父	81	38.8%
母	129	61.7%
兄や姉	39	18.7%
妹や弟	33	15.8%
上記以外の家族（祖父母や従兄弟など）	29	13.9%
友人・恋人（学校、習い事、アルバイト仲間など、日常生活で会える同世代の人）	137	65.6%
インターネット上のゲームなど、直接あったことがない人	24	11.5%
学校関係の大人（先生、職員、スクールソーシャルワーカーなど）	52	24.9%
学校以外の日常生活に関係する大人（習い事の先生、アルバイト先の上司先輩、近所の人など）	18	8.6%
市役所や教育委員会などの相談窓口	3	1.4%
その他	17	8.1%
相談できる人はいない	6	2.9%
無回答	7	3.3%

≪その他の意見≫

- ・ 悩みの内容による
- ・ 相談する程深刻ではない
- ・ 昔からとても仲の良い親友
- ・ 親友（すごく仲の良い人）
- ・ 相談したくない



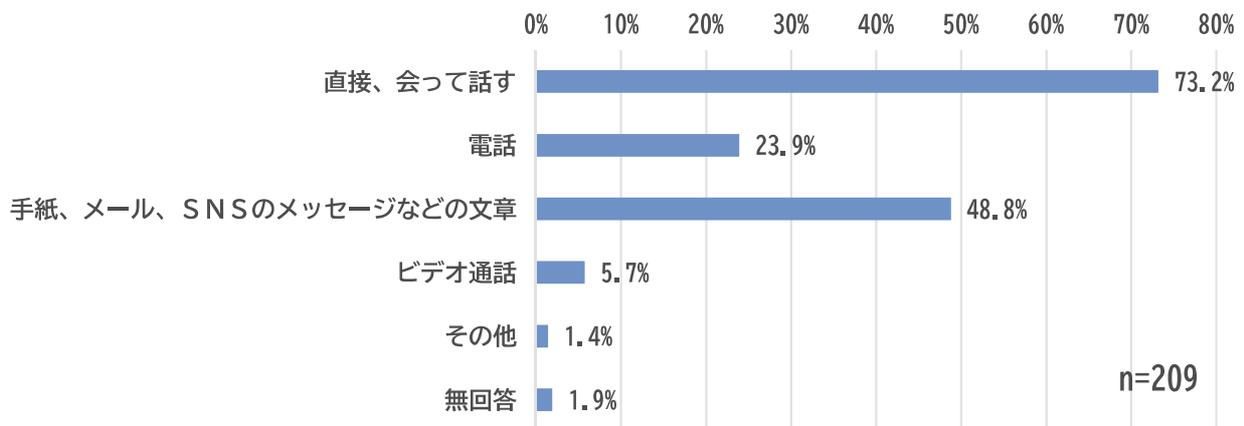
☆悩みや心配事の相談相手についての上位3項目は、「友人・恋人」が65.6%で最も多く、次いで、「母」が61.7%、「父」が38.8%という結果になりました。

【問 15】 悩みや心配事を相談しやすいと思う方法はどれですか。(複数回答可)

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 直接、会って話す |
| 2 | 電話 |
| 3 | 手紙、メール、SNSのメッセージなどの文章 |
| 4 | ビデオ通話 |
| 5 | その他（具体的に： _____) |

選択肢	回答数	回答分布
直接、会って話す	153	73.2%
電話	50	23.9%
手紙、メール、SNSのメッセージなどの文章	102	48.8%
ビデオ通話	12	5.7%
その他	3	1.4%
無回答	4	1.9%

※「その他」について、具体的な記載なし



☆悩みや心配事を相談しやすいと思う方法についての上位3項目は、「直接、会って話す」が73.2%で最も多く、次いで、「手紙、メール、SNSのメッセージなどの文章」が48.8%、「電話」が23.9%という結果になりました。

【子どもの権利について】

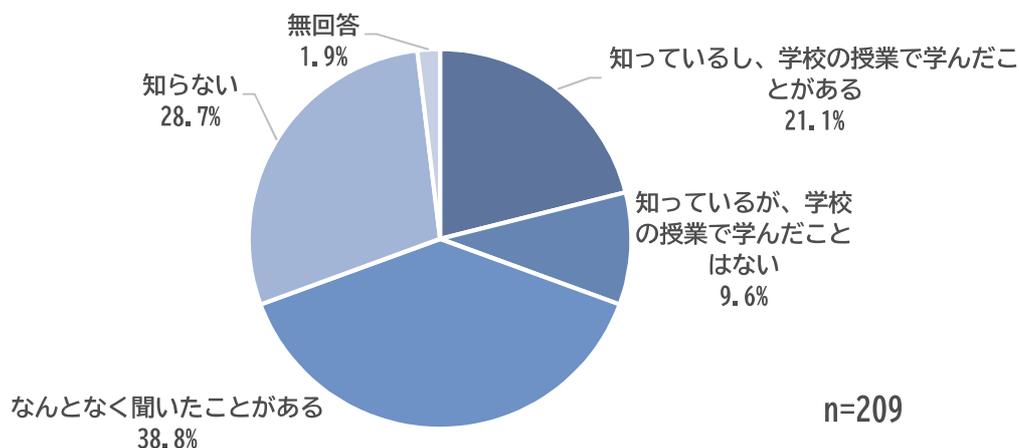
【問 16】「子どもの権利条例」で定められている「子どもの権利」を知っていますか。(回答は1つ)

- 1 知っているし、学校の授業で学んだことがある
- 2 知っているが、学校の授業で学んだことはない
- 3 なんとなく聞いたことがある
- 4 知らない

相模原市子どもの権利条例の中では大きくわけて、次の4つのことが守られるべき基本的な人権として定められています。

- ・「安心して生きること」
- ・「心身ともに豊かに育つこと」
- ・「いじめや虐待などから守られること」
- ・「地域及び社会に参加すること」

選択肢	回答数	回答分布
知っているし、学校の授業で学んだことがある	44	21.1%
知っているが、学校の授業で学んだことはない	20	9.6%
なんとなく聞いたことがある	81	38.8%
知らない	60	28.7%
無回答	4	1.9%
合計	209	100.0%

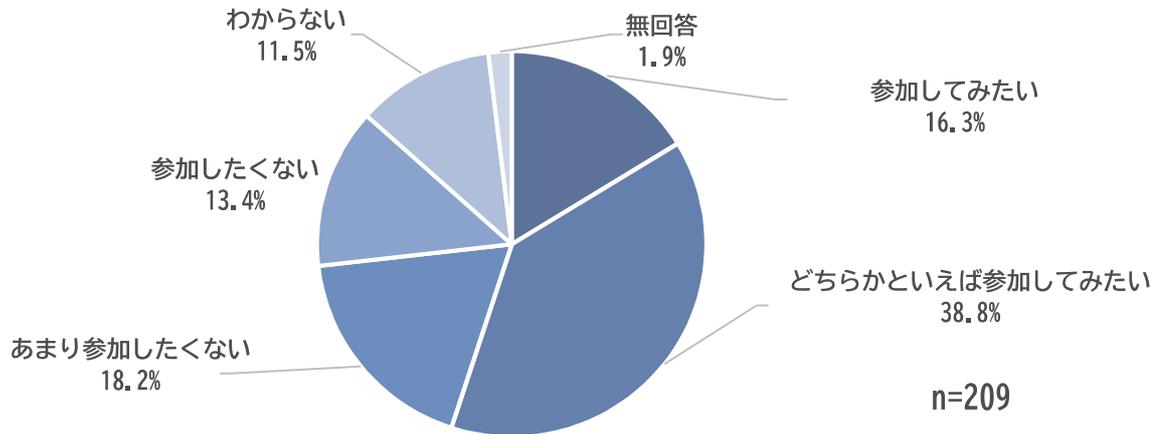


☆子どもの権利を知っているかについての上位3項目は、「なんとなく聞いたことがある」が38.8%で最も多く、次いで、「知らない」が28.7%、「知っているし、学校の授業で学んだことがある」が21.1%という結果になりました。

【問 17】市のまちづくりなどに意見を言ったり、会議に参加したりしてみたいですか。(回答は1つ)

1 参加してみたい	4 参加したくない
2 どちらかといえば参加してみたい	5 わからない
3 あまり参加したくない	

選択肢	回答数	回答分布
参加してみたい	34	16.3%
どちらかといえば参加してみたい	81	38.8%
あまり参加したくない	38	18.2%
参加したくない	28	13.4%
わからない	24	11.5%
無回答	4	1.9%
合計	209	100.0%



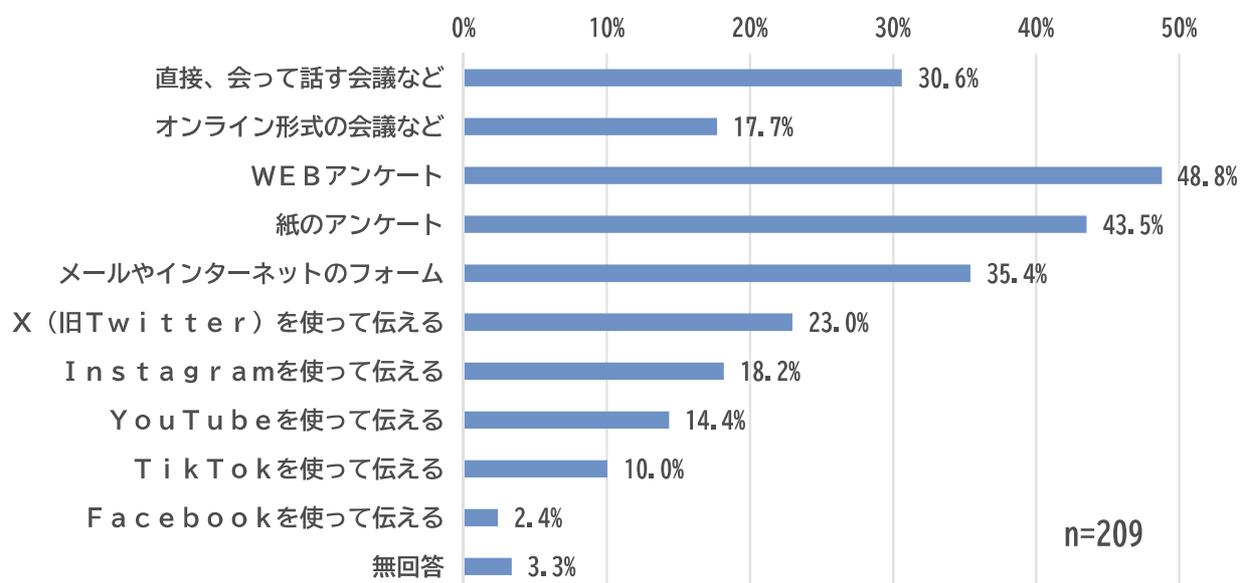
☆市のまちづくりなどに意見を言ったり、会議に参加したりしてみたいかについての上位3項目は、「どちらかといえば参加してみたい」が38.8%で最も多く、次いで、「あまり参加したくない」が18.2%、「参加してみたい」が16.3%という結果になりました。

「参加してみたい」と「どちらかといえば参加してみたい」の合計は約55%、「あまり参加したくない」と「参加したくない」の合計は約32%であり、「参加してみたい」と「どちらかといえば参加してみたい」の合計が半数以上となっています。

【問 18】 こども基本法では、市がこどもにとって住みやすいまちづくりをするために、「こどもの意見表明の機会が確保されること」や「まちづくりなどにこどもの意見が反映されること」が定められています。あなたが市に意見を伝えたいとき、どの方法が伝えやすいと思いますか。（複数回答可）

1 直接、会って話す会議など	6 X（旧Twitter）を使って伝える
2 オンライン形式の会議など	7 Instagramを使って伝える
3 WEBアンケート	8 YouTubeを使って伝える
4 紙のアンケート	9 TikTokを使って伝える
5 メールやインターネットのフォーム	10 Facebookを使って伝える

選択肢	回答数	回答分布
直接、会って話す会議など	64	30.6%
オンライン形式の会議など	37	17.7%
WEBアンケート	102	48.8%
紙のアンケート	91	43.5%
メールやインターネットのフォーム	74	35.4%
X（旧Twitter）を使って伝える	48	23.0%
Instagramを使って伝える	38	18.2%
YouTubeを使って伝える	30	14.4%
TikTokを使って伝える	21	10.0%
Facebookを使って伝える	5	2.4%
無回答	7	3.3%



☆市に意見を伝えたいとき、どの方法が伝えやすいかについての上位3項目は、「WEBアンケート」が48.8%で最も多く、次いで、「紙のアンケート」が43.5%、「メールやインターネットのフォーム」が35.4%という結果になりました。

【問 19】「安心して生きること」、「心身ともに豊かに育つこと」、「いじめや虐待などから守られること」
「地域社会及び社会に参加すること」について、ご意見や感じることなどがありましたら、自由
にお書きください。(自由記述)

「安心して生きる事」に関してですが家庭内の環境により居場所があまりない人もいますので、何処かに落ちつける場所を作るべきだと思います。
いじめや虐待から守られる、誰が守るのか解らないと感じた。いじめ・虐待をされていてもおどされていたら誰にも話せないから、守れないと感じました。あとの3つはすごく良い権利だと感じました。
いじめや虐待が起きた時被害者のケアはもちろん必要だけど加害者に対するケアも充実させていけると良いのではないかと思います。イベントやボランティア活動など何が行なわれているかよく解らないので今何をしているのか、一目で解るものを作ってもらえると解りやすいし「参加しよう」と思えると思います。
相手の気持ちを考える思いやり、みんな当たり前のように言っているけれど、本当に考えているのかな？政治家や学校の先生も具体的にどうしたらいいのか考えているのかな？思いやりという行為は自分もうれしい行為だと思う。
いじめや虐待から守るための特化した施設を作ったら良いと思います。
解りません
相談出来る場所をしっかりと作るのが良いと思う
見ていない所でどんなことが起きているか完全に知ることは出来ないと思いますが、見えていない所で苦しく生きている人もいるかも知れないと思います。平等に子どもが権利条例を達成できているかどうか考え直すのも良いかも知れません。
目標についてはとても素晴らしいと思いますが、声を上げなくては助けてもらえなく、現在の学校の状態を市が分りきれていない面もあると思います。だからもっと学校に相談をしたり、もっと学校とコンタクトをとって欲しいです。
若年層（特に中学生）の意見を聞く。又は若年層に興味をもってもらえるような活動をする。
私も安全して生きたい。いじめから守るってことじゃなく、根本的からいじめをなくした方がいいかな。
「地域及び社会に参加すること」について、簡単に参加できる、又 参加しやすい環境を作って欲しいと思いました。理由は、地域や社会に参加する方法がよくわからなかったり、難しいイメージを抱く事が多いからです。
もっと情報を流して欲しい
全て生きて行く上で重要であり当たり前を守られるべきだが未だ完全には達成されていない為、この条例の知名度を上げ、市民に理解してもらうことが必要だと思った
全ての人意識を向けみんなが同じ方向を向いて取り組める取り組みが大切だと思う（共通理解が大切）
相談されたらちゃんとその人のことを考えるべき

いじめが起こった時のいじめ認定をしっかりと考えよう。スピーディーな対応が必要であり、その様な事態なのかなとオープンさが必要と考えます。
「心身ともに豊かになること」「いじめや虐待などからまもられること」とありますが私個人としてはこれらの目標に対して対策が困難だと考えますがどの様な活動をしているのでしょうか
市民が社会に参加する上で少し政治に問われた方がよいかも知れません。
安心して生きるには、まず 犯罪の数を減少させる必要があると思います。犯罪をさせない為には、誰もが自分で判断出来るようにならなきゃいけない為 安心して生きるというのは難しいことではないでしょうか。
大切なことだと思う
具体的にどうすべきかわからない。
部活などは大人が発見しづらい。陰で起していることもあるのでしっかり見張って欲しい。生徒が必ずしも加害者ということではないので注意して欲しい。
誰もが安心し豊かに育つと言うことはとても難しいことだと感じます。例えば、学校に多目的トイレや男女問わず使えるトイレは少ないにでもっと多くあった方が安心して学校に行ける人が増えると思います。LGBTQなどの言葉も学校で知っている人はいても意味を知らない人が多いと思います。その様な教育もあまりやれていないので、もっとその様な多様性についての教育があった方が良いと思います。一人でも多くに人の理解が必要と思うので色々な所で教育がされていけば良いのではないのでしょうか。
安心して生きることはどうしても自分だけでかかえてしまう。悩みがあっても、一回誰かに相談することが大切だと思う。
公園などで様々な遊びが（例えばサッカーや野球などの球技系）が制限されているのに、心身ともに豊かに育つことが出来るとはあまり思えない。
親からされていることが普通なのか虐待なのかかわからない。（スマホをさわると激怒、手伝いの強要、兄弟差別、離婚した父親の悪口を言う、「あなたはお父さんそっくりだからその性格直してと言う）
子どもを守ることを優先にすべき
知らない人もいると思うので、具体的に行っていることやこの権利があることをもっと、積極的に見せていくべきと思う。
子どもは守られて生きるので安心。健康は大切だと思います。「地域及び社会に参加すること」は機会が少ないと難しいとも感じます。
どれも色々な考えを持った人が居ると言う事を理解して欲しい。世間が言う”普通”が個人によって違い普通という言葉に囚われないで欲しい。
全ての人が平等に生活出来たらと思う
いじめや虐待は本人がなかなか言い出せずに重大なケースになってしまう事もあるので、周りが一人一人をしっかりと見守って少しの変化にも気付いてあげられるような環境にすると良いと思う。

友人や身近な人がいじめにあっても本人から誰にも言わないように言われてしまうと、家族や先生などにも伝わりずらくまってしまうと思います。そんな時、匿名でも真摯になって寄り添って相談にのってくれるカウウセラーの先生などがメールや手紙などでもやりとり出来るようになればいいなと思いました。

みんな仲良く

いじめ虐待などやられているか分からない。

確かに子ども達がこれからの未来を生きて行く上で安心して今を生きる環境は必要だし大切だと思います。その環境を作っていくのは周りの人であり自分自身でもあると思うし作るのそんな簡単なことじゃないと思います。

自分はいじめや虐待を受けてないけど、虐待の様なことは友達から聞いていて「先生には言わないでほしい」と言っていたので、先生には言わなかったけれど、それはまだ心配だなと思うから何か、解決出来る場所があればいいなと思います。

自分は人と直接あって相談するのはあまり得意ではなくて苦手なので、何か相談がある時は LINE を使って相談しています。この相模原市にもそんな方はいると思います。なので、インターネットで「どんな悩みでも大丈夫です」と書かれたちゃんとした安心出来るサイトがあったら思春期の私達はとても助かると思います。悩みに大きさなどありません。紙に書いてポスターを貼るだけではなく、もっと子どもが相談しやすい環境があると良いと思います。

中学生でももっと社会に参加出来ることがあったら協力したいです。

大切だと思う

結局いじめは守る人の認知外で行われて、守られることが出来ない人もいる可能性も無くはない。

いずれも大切にしていくことだと思います。

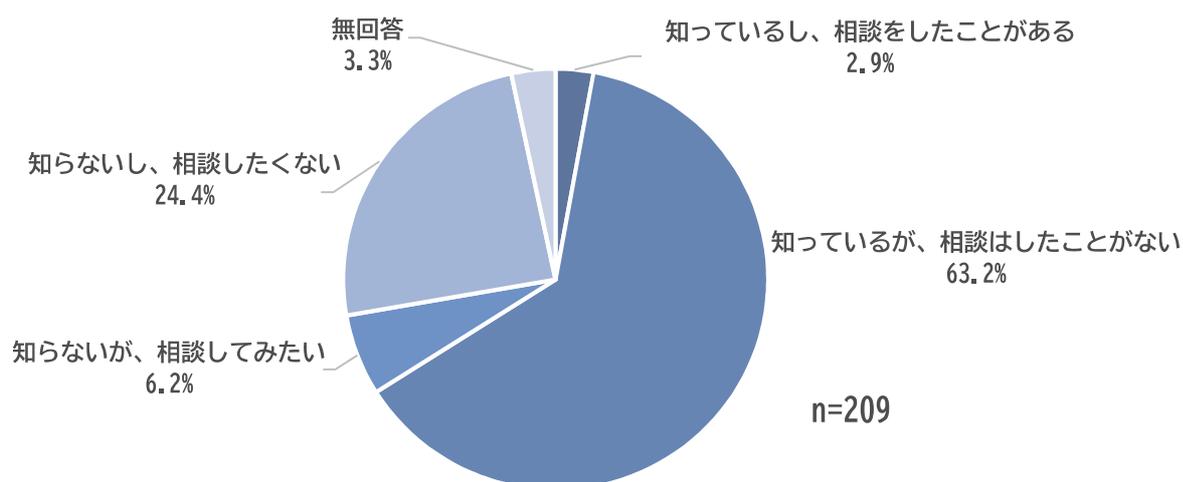
普通を普通と思わず

【さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）について】

【問 20】さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）を知っていますか。また、相談をしたことはありますか。（回答は1つ）

- 1 知っているし、相談をしたことがある
- 2 知っているが、相談はしたことがない
- 3 知らないが、相談してみたい ⇒問 21 へ
- 4 知らないし、相談したくない ⇒問 21 へ

選択肢	回答数	回答分布
知っているし、相談をしたことがある	6	2.9%
知っているが、相談はしたことがない	132	63.2%
知らないが、相談してみたい	13	6.2%
知らないし、相談したくない	51	24.4%
無回答	7	3.3%
合計	209	100.0%



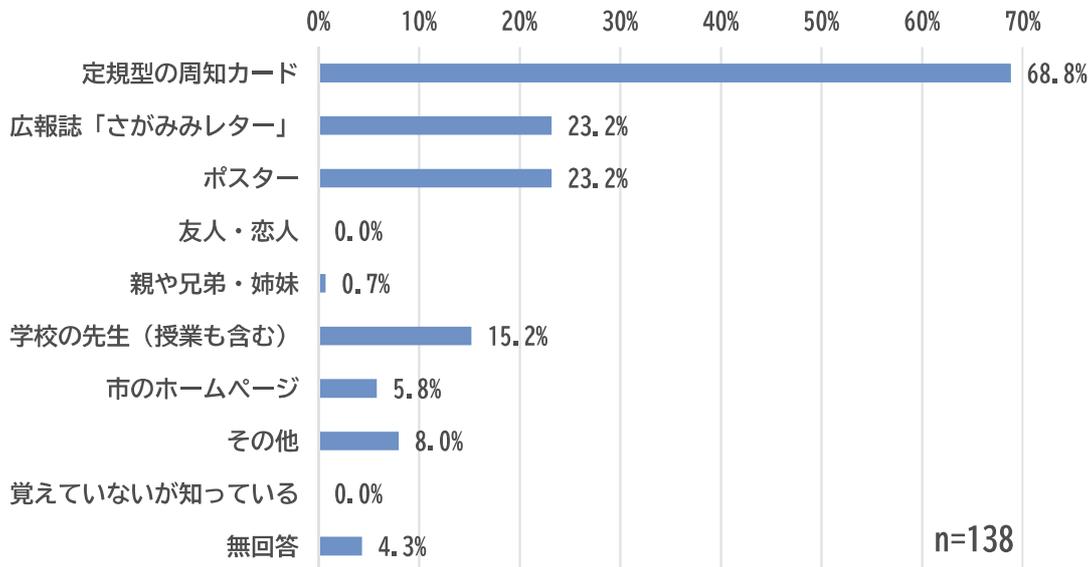
☆さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）を知っているか、また、相談したことはあるかについての上位3項目は、「知っているが、相談はしたことがない」が63.2%で最も多く、次いで、「知らないし、相談したくない」が24.4%、「知らないが、相談してみたい」が6.2%という結果になりました。「知っているし、相談をしたことがある」と「知っているが、相談はしたことがない」を合計すると、約66%がさがみみを知っていました。

《問 20 で「1」または「2」とお答えの方へ》

【問 20-1】さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）のことは何で知りましたか。（複数回答可）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 定規型の周知カード | 6 学校の先生（授業も含む） |
| 2 広報誌「さがみみレター」 | 7 市のホームページ |
| 3 ポスター | 8 その他 |
| 4 友人・恋人 | (具体的に：) |
| 5 親や兄弟・姉妹 | 9 覚えていないが知っている |

選択肢	回答数	回答分布
定規型の周知カード	95	68.8%
広報誌「さがみみレター」	32	23.2%
ポスター	32	23.2%
友人・恋人	0	0.0%
親や兄弟・姉妹	1	0.7%
学校の先生（授業も含む）	21	15.2%
市のホームページ	8	5.8%
その他	11	8.0%
覚えていないが知っている	0	0.0%
無回答	6	4.3%

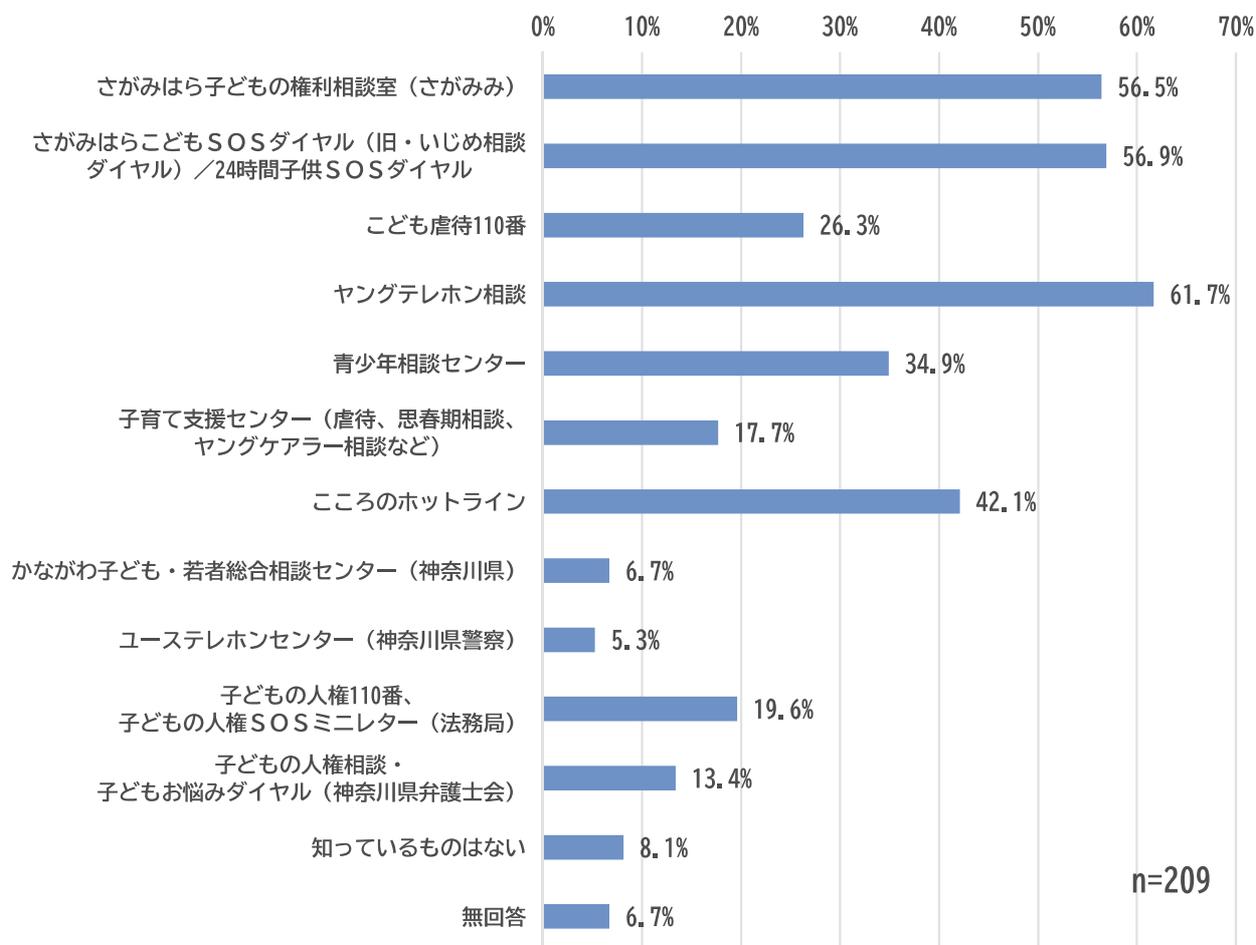


☆さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）のことは何で知ったかについての上位3項目は、「定規型の周知カード」が68.8%で最も多く、次いで、「広報誌『さがみみレター』」と「ポスター」がそれぞれ23.2%という結果になりました。

【問 21】あなたは、様々な悩みについて相談を受けてくれるところを知っていますか。（複数回答可）

- 1 さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）
- 2 さがみはらこどもSOSダイヤル（旧・いじめ相談ダイヤル）／24時間子供SOSダイヤル
- 3 こども虐待110番
- 4 ヤングテレホン相談
- 5 青少年相談センター
- 6 子育て支援センター（虐待、思春期相談、ヤングケアラー相談など）
- 7 こころのホットライン
- 8 かながわ子ども・若者総合相談センター（神奈川県）
- 9 ユーステレホンセンター（神奈川県警察）
- 10 子どもの人権110番、子どもの人権SOSミニレター（法務局）
- 11 子どもの人権相談・子どもお悩みダイヤル（神奈川県弁護士会）
- 12 知っているものはない

選択肢	回答数	回答分布
さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）	118	56.5%
さがみはらこどもSOSダイヤル（旧・いじめ相談ダイヤル）／24時間子供SOSダイヤル	119	56.9%
こども虐待110番	55	26.3%
ヤングテレホン相談	129	61.7%
青少年相談センター	73	34.9%
子育て支援センター（虐待、思春期相談、ヤングケアラー相談など）	37	17.7%
こころのホットライン	88	42.1%
かながわ子ども・若者総合相談センター（神奈川県）	14	6.7%
ユーステレホンセンター（神奈川県警察）	11	5.3%
子どもの人権110番、子どもの人権SOSミニレター（法務局）	41	19.6%
子どもの人権相談・子どもお悩みダイヤル（神奈川県弁護士会）	28	13.4%
知っているものはない	17	8.1%
無回答	14	6.7%



☆知っている相談窓口についての上位3項目は、「ヤングテレホン相談」が61.7%で最も多く、次いで「さがみはらこども SOSダイヤル (旧・いじめ相談ダイヤル) / 24 時間子供 SOSダイヤル」が56.9%、「さがみはら子どもの権利相談室 (さがみみ)」が56.5%という結果になりました。

今後の活用

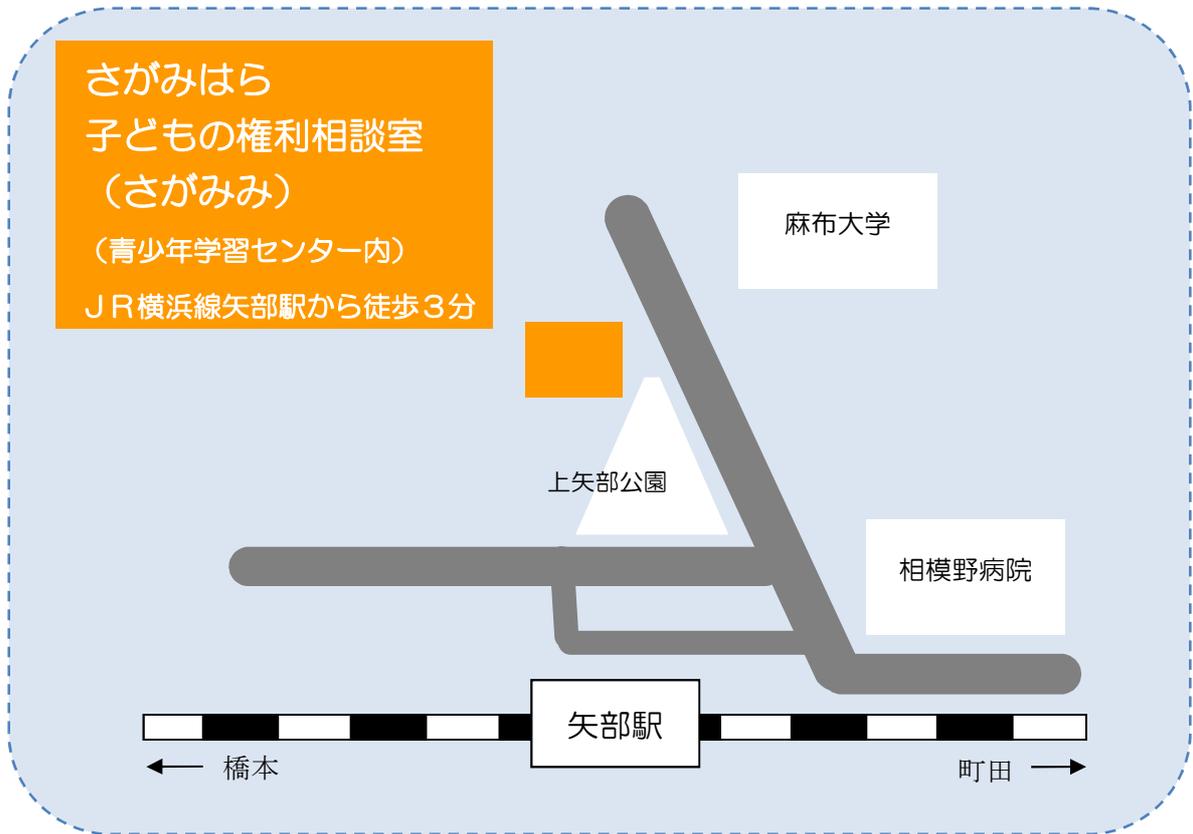
今回のアンケートでは、中高生の皆様の子どもの権利の認知度や考え方を知ることができました。また、日頃の悩みや心配事とその相談について貴重な回答を得ることができました。今後はこのデータを活用し、より一層、子どもの権利保障に向けた取り組みを進めてまいります。

「子どもの権利と子どもの権利相談室 (さがみみ) について」に関するお問合せは、こちらへお願いいたします。

相模原市 こども・若者未来局 こども・若者支援課 青少年学習センター

電話 042-751-0091 (直通)

〒252-0207 相模原市中央区矢部新町 3-15



令和5年度さがみはら子どもの権利相談室活動状況報告書

令和6年8月発行

編集・発行 さがみはら子どもの権利相談室（さがみみ）

〒252-0207 相模原市中央区矢部新町3-15
相模原市立青少年学習センター内

相談専用電話 子ども専用 0120-786-108

大人の方用 042-786-1894

相談時間 月～金曜日 午後1時から午後8時まで
土曜日 午前10時から午後5時まで

※祝・休日、年末年始及び青少年学習センターの
休所日を除きます。

事務局 相模原市こども・若者未来局こども・若者支援課青少年学習センター

電話 042-751-0091

FAX 042-751-0092